

# 環境報告書ガイドラインとGRIガイドライン 併用の手引き

環境報告書ガイドライン(2003年度版)

GRIサステナビリティ・リポーティング・ガイドライン2002

平成17年

環境省

## 目 次

1. 手引き作成の趣旨 .....	1
2. GRIガイドラインの概要 .....	2
1) GRIの沿革 .....	2
2) GRIガイドラインの内容 .....	4
3) GRI補足文書・プロトコル .....	6
3. 環境省・GRIガイドラインの相補性 .....	7
1) 両ガイドラインの目的と機能 .....	7
2) 併用の意義・やり方 .....	7
3) 経済性・社会性指標の扱い .....	9
4) 環境配慮促進法とGRI活用に関して .....	9
5) 第三者審査の扱い .....	9
4. 環境省・GRIガイドラインの対照比較・解説 .....	10
1) 一般的報告原則 .....	10
2) 報告にあたっての基本的要件 .....	14
3) 報告書の記載項目と情報 .....	17
(1) 基本的項目 .....	18
(2) 事業活動における環境配慮の方針・目標・実績等の総括 .....	21
(3) 環境マネジメントの状況 .....	25
(4) 事業活動に伴う環境負荷及びその低減に向けた取組の状況 .....	30
(5) 社会的取組の状況 .....	37
5. ガイドライン対照表の作成について .....	38
6. 今後の両ガイドラインの展開 .....	39
7. 環境省・GRI対照クイックリファレンス .....	40
環境報告書ガイドライン　GRIガイドライン .....	40
GRIガイドライン　環境報告書ガイドライン .....	46

## 1. 手引き作成の趣旨

1992年の国連地球環境開発会議(リオサミット)の開催等で、深刻化する環境問題への対応が迫られる中、90年代から先進国の企業が環境対策の一環として取り組み始めたのが、環境報告書です。日本でも92年頃から、企業の環境に対する姿勢を内外にアピールし、かつ環境パフォーマンスを年々向上させるためのツールとして、環境報告書はISO14001(環境マネジメントシステム)と並んで急速に普及が進んできました。環境省の「環境にやさしい企業行動調査」によると、平成16年度に環境報告書を作成した企業は801社にのぼっています。<sup>1</sup>

また環境省では、「循環型社会形成推進基本計画」(2003年3月閣議決定)の中に環境報告書の推進を掲げ、取組目標の一つとして、上場企業の約50%及び従業員500人以上の非上場企業の約30%が環境報告書を公表することをうたっています。

さらに04年5月には、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」(以下、「環境配慮促進法」という。)が可決され、05年4月より施行されています。同法は、「特定事業者」<sup>2</sup>への年1回の環境報告書公表を義務づけるとともに、大企業に対しても環境報告書を自主的に公表するよう努力規定が設けられています。今後同法の導入により、環境報告書の普及がさらに加速し、日常的な存在になるものと期待されます。

一方、海外における報告書への取組を代表する団体の中に、グローバル・リポーティング・イニシアティブ(GRI)があります。GRIは、報告書の内容の質ならびに信頼性・比較可能性向上のため、世界で統一したガイドラインを作成し、報告書を読み手である利害関係者にとって意味あるものにしようと、1997年に設立されました。環境のみならず、持続可能な発展に向けた「持続可能性報告書」のガイドラインを作成し普及を図っており、2002年に最新版の「GRIサステナビリティ・リポーティング・ガイドライン2002」(以下、GRIガイドライン)を発行しています。<sup>3</sup>

環境報告書の普及にしたがって、環境省の「環境報告書ガイドライン」とGRIガイドラインを活用する日本企業が、急速に増えています。これまでにGRIガイドラインを活用して報告書を発行した日本企業は125社(2004年12月末現在)を数え、この大半

<sup>1</sup> 同調査については、環境省ウェブサイト [www.env.go.jp/policy/j-hiroba/kigyoo](http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/kigyoo) を参照のこと。

<sup>2</sup> 特別の法律によって設立された法人のうち、国の事務又は事業との関連性の程度、組織の態様、環境負荷の程度、事業活動の規模等の事情を勘案して政令で定めるもの。

<sup>3</sup> GRIガイドラインの日本語訳は、GRIウェブサイト [www.globalreporting.org/guidelines/translations.asp](http://www.globalreporting.org/guidelines/translations.asp) から無料でダウンロードできます。印刷版の入手については、GRI日本フォーラムのウェブサイト [www.gri-fj.org](http://www.gri-fj.org) を参照ください。なお、本手引き内でGRIガイドラインを引用した部分において、この日本語版と若干表記・表現が異なる場合があることをご了承ください。第7章の環境省・GRI対照クイックリファレンスでは、GRIガイドラインのパートCにある報告要素・パフォーマンス指標の文言を簡約して掲載しています。

が環境報告書ガイドラインも参考にしていると記しています。(株)ゼネラル・プレスが実施した日本企業 285 社の調査(「環境報告書白書 2003」)によると、03 年に発行された報告書のうち、50.9%が環境報告書ガイドラインに基づいて作成、30.2%が GRI ガイドラインを参考にしたと編集方針で記しています。<sup>4</sup> こうした状況から、両ガイドラインの併用を容易にするようなガイダンスを求める声も高まっています。

2002 年 8 月に開催された国連持続可能な開発に関する世界首脳会議(ヨハネスブルクサミット)で実施計画が合意され、その中で、各国政府が GRI ガイドライン等を通じて、企業の環境・社会的責任を向上させることが宣言されました。<sup>5</sup> このことから、環境省と GRI では、両ガイドラインが相互に補完する点を整理し、併用する際のガイダンスを提供する手引きを共同で作成しました。この手引きが、環境報告書の発行数ならびに内容の質をより一層高めるのに役立ち、我が国が環境コミュニケーションの分野において、近い将来に世界をリードする存在になることを期待しています。

## 2. GRI ガイドラインの概要

この章では、GRI の沿革及び、「GRI サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン 2002」と他の GRI 文書の内容について、概略を説明します。

### 1) GRI の沿革

GRI は、企業が地球環境保全のために守るべき 10 カ条「セリーズ原則」を策定した米国の市民団体 CERES (環境に責任を持つ経済のための連合) が、国連環境計画 (UNEP) との協力で、97 年秋にスタートさせたプロジェクトです。先進国で増加する環境報告書の内容の質ならびに信頼性・比較可能性向上のため、世界で統一した内容の基準を作成し、報告書を読み手である利害関係者にとって意味あるものにしようと始めました。しかし間もなく、70 年代から北欧や英国、イタリアを中心に並行して広まっていた社会報告書や、97 年に英サステナビリティ社のジョン・エルキントン氏が唱えた「トリプル・ボトムライン」の考え方を踏まえ、環境のみならず社会・経済面を含めた持続可能性報告書のガイドラインを目指すことになりました。持続可能な発展を実現するためには、将来世代のニーズを犠牲にすることなく、現在の経済・環境・社会のニーズのバランスを取ることが必要となります。持続可能性報告は、企業や団体がこの 3 つの側

<sup>4</sup> 同調査に関する詳細は、ゼネラル・プレス [www.gpress.co.jp](http://www.gpress.co.jp) までお問い合わせのこと。

<sup>5</sup> 実施計画第 17 項:「企業の環境・社会的責任と説明責任を向上させること。このために、リオ宣言の第 11 原則(効果的な環境法制化の実施)を念頭に置きつつ、環境マネジメントシステム、行動規範、認証、環境・社会報告を推進する国際標準化機構 (ISO) の規格やグローバル・リポーティング・イニシアティブ (GRI) の持続可能性報告に関するガイドライン等の自主的イニシアティブを通じ、環境・社会面でのパフォーマンスを向上させるよう産業界を促すこと」

面を同時に考慮し、パフォーマンスを向上させるためのツールとして、次第に普及しています。

実際に報告書を作成している企業や業界団体、利害関係者であるNGO、コンサルタント、監査法人、機関投資家、労働組合、学者等が世界中から集まってガイドラインの作成にあたり、1999年3月に公開草案を発表。試験期間を経て、2000年6月に初版の持続可能性報告書ガイドライン(2000年版)が発表されました。環境や社会に対する利害関係者の要求やパフォーマンス評価の議論・研究が年々急速に進展することを踏まえ、ガイドラインは基本的に3年ごとに見直しを図る方針で、02年8月にヨハネスブルクサミットで第2版の「GRIサステナビリティ・リポーティング・ガイドライン 2002」が発行されました。04年12月末現在で、世界50カ国の623組織(判明分)がGRIガイドラインを活用した報告書をこれまでに作成しています。活用組織数が最も多いのが日本で、全体の約2割の125社がGRIに基づいた報告書を出しています。(図1)

ガイドラインの普及や定期的な改訂を行うためには国際標準化機構(ISO)のような専門機関が必要との認識から、GRIは2002年9月に常設の国際NGO(UNEP協力機関)としてCERESから独立し、オランダ・アムステルダムに事務局を開設しました。日本国内では、02年11月に「GRI日本フォーラム」(事務局・東京)が結成され、GRIガイドラインの普及・啓発を図っています。<sup>6</sup>

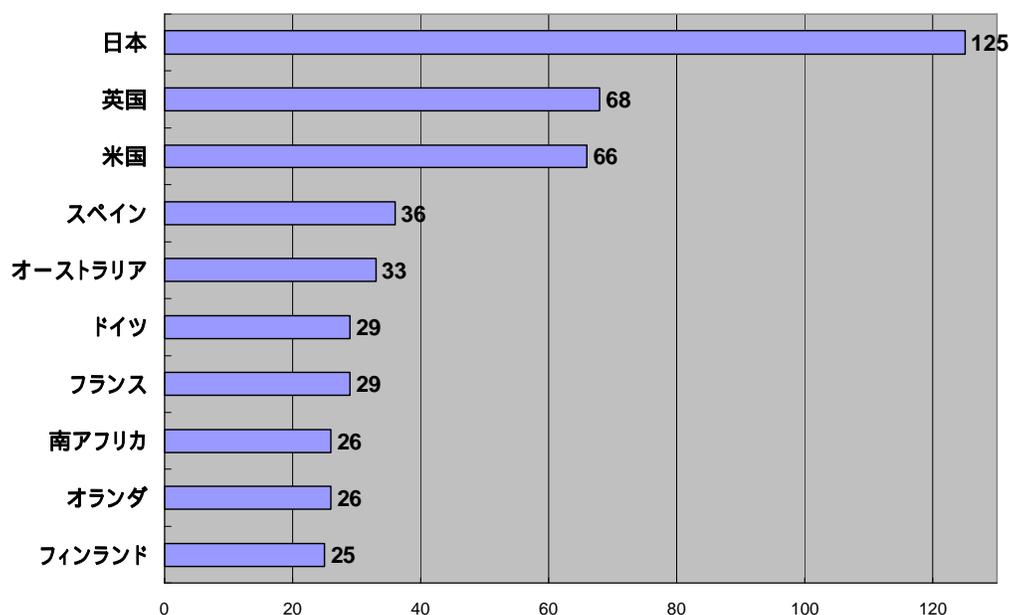


図1 GRIガイドラインを活用する上位10カ国(活用組織数、2004年12月末現在)

<sup>6</sup> 同フォーラムの活動については、ウェブサイト [www.gri-fj.org](http://www.gri-fj.org) を参照のこと。

## 2) GRIガイドラインの内容

GRI2002ガイドラインは、表1のように4部から構成されています。パートA(ガイドラインの使い方)は、持続可能性報告についての説明や、GRIの他文書とガイドラインの関係等についての概略を述べています。パートB(報告原則)は、財務報告において説明責任を公正に果たすために設けられている原則と同様、持続可能性報告を行う際に絶えず留意すべき11の原則を掲げています。とくに、透明性や包含性(報告にあたって利害関係者を参画させること)は、他の原則の上に立つ重要な要素であると規定しています。

パートC(報告書の内容)が、実際に持続可能性報告書を作成するにあたっての構成内容を提示しています。この順序で記載する必要はありませんが、報告組織のビジ

表1 GRI2002ガイドラインの構成

<b>パートA:ガイドラインの使い方</b>
<b>パートB:報告原則</b> 透明性、包含性、監査可能性、網羅性、適合性、 持続可能性の状況、正確性、中立性、 比較可能性、明瞭性、タイミングの適切性
<b>パートC:報告書の内容</b> 1. ビジョンと戦略 2. 報告組織の概要 3. 統治機構とマネジメントシステム 4. GRIガイドライン対照表 5. パフォーマンス指標 - 経済的パフォーマンス指標 - 環境パフォーマンス指標 - 社会的パフォーマンス指標
<b>パートD:用語解説と付属文書</b>

ョンと戦略(2項目)、報告組織の概要(22項目)、組織の統治構造(ガバナンス)とマネジメントシステム(20項目)といった記述に加え、経済・環境・社会の3側面でのパフォーマンス指標に対応する内容を盛り込むことを定義しています。パートD(用語解説と付属文書)は、財務報告と持続可能性報告の関連性や、報告書の第三者保証のあり方等について解説を加えています。

パフォーマンス指標は、報告書作成組織や利害関係者が直接顔を付き合わせ、世界中のあらゆる組織に共通して適用可能な項目を綿密に選択したものです。また、その多くは国連人権規約や国際労働機関(ILO)協定等、国際的に合意された基準やすでに世界で幅広く普及している指標に沿っています。その分野と側面は、表2のようになっています。その下部に、各側面における組織のパフォーマンスを測り、記述するための指標が設けられています。指標は、利害関係者の関心が高くすべての組織が

報告を目指すべき「必須(コア)指標」(50指標)と、まだ先進的な取組で今後の報告実践が望まれる「任意指標」(47指標)に分けられています。

表2 パフォーマンス指標の分野と側面

	分野	側面
経済	直接的な影響	顧客 供給業者 従業員 出資者 公共部門
	間接的な影響	
環境	環境	原材料 エネルギー 水 生物多様性 放出物、排出物及び廃棄物 供給業者 製品とサービス 法の遵守 輸送 その他全般
社会	労働慣行及び公正な労働条件	雇用 労使関係 安全衛生 教育訓練 多様性と機会
	人権	戦略とマネジメント 差別対策 組合結成と団体交渉の自由 児童労働 強制・義務労働 懲罰慣行 保安慣行 先住民の権利
	社会	地域社会 贈収賄と汚職 政治献金 競争と価格設定
	製品責任	顧客の安全衛生 製品とサービス 広告 プライバシーの尊重

ガイドラインを活用する報告組織は、最初からパートBやパートCに規定された項目をすべて忠実に実践する必要はありません。GRIはガイドラインの段階的適用を認めており、適用可能な部分から柔軟に活用し始め、徐々に適用する内容を増やしていくことを推奨しています。つまり、持続可能性報告でなく、環境報告書を作成する組織にとっても、GRIガイドラインの中の該当する項目や指標等を活用することが可能です。

その一方でGRIは、「GRI準拠」という基準(表3)を設け、経験を積んだ先進的な組

織がGRIガイドラインにできる限り沿って報告書を作成することを奨励しています。これにより、持続可能性報告の質を向上させるとともに、「準拠した」報告書間での比較可能性を高めることを狙っています。中でも、GRIガイドライン対照表の作成(38頁参照)により、各指標に対応した記載箇所が分かり、読み手にとっての利便性が向上します。

表3 「GRI準拠」の5条件

<p>報告書を、GRIサステナビリティ・リポーティング・ガイドライン2002に「準拠」して作成したという表現を使う際は、次の5つの条件をみたしていなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. パートCの1から3の報告要素について記載していること。</li> <li>2. パートCの4に示した「GRIガイドライン対照表」を含んでいること。</li> <li>3. パートCの5の必須指標に関して、             <ol style="list-style-type: none"> <li>a) 報告していること。</li> <li>b) 報告を省略している場合は、必ずその理由を明記していること。</li> </ol> </li> <li>4. 報告書がパートBで示される原則に沿っていること。</li> <li>5. 「報告書がGRIサステナビリティ・リポーティング・ガイドライン2002に準拠しており、組織の経済・環境・社会的パフォーマンスをバランスよく、また適切に表している」という最高責任者の声明を含むこと。</li> </ol>
--

### 3) GRI補足文書・プロトコル

GRIは、ガイドライン以外に、「業種別補足文書」「プロトコル」等の文書を作成しています。業種別補足文書(Sector Supplement)は、あらゆる組織に対応するために開発されたGRIガイドラインではカバーできない、各業種の文脈に即した報告へのガイダンスを提供するものです。ガイドラインのパートCの報告要素やパフォーマンス指標に対して、その業種に適した説明や解釈を施すとともに、既存の指標に補足して新たなパフォーマンス指標も開発し、盛り込んでいます。報告書を作成する際には、もし自業種の補足文書がある場合には、GRIガイドラインと併せて活用することを推奨します。

これまでに完成版の補足文書はありませんが、旅行業、金融業、通信業、鉱山・金属業、公的機関(政府・自治体)向けのパイロット版が発表されています。パイロット版は、利用した報告組織のフィードバックを受けて改良され、のちに完成版となります(表4)。<sup>7</sup>

プロトコル(測定規定、Technical Protocol)は、各側面のパフォーマンス指標の具体

<sup>7</sup> 業種別補足文書のパイロット・バージョンや作成状況については、GRIウェブサイト [www.globalreporting.org/guidelines/sectors.asp](http://www.globalreporting.org/guidelines/sectors.asp) を参照のこと。

的な算出方法や報告の前提となるルールを定めたもので、これまでにエネルギー、水、安全衛生の各側面におけるプロトコルがパイロット版として発表されています。温室効果ガスに関する指標の算出は、世界資源研究所(WRI)等が開発した「温室効果ガス(GHG)プロトコル」<sup>8</sup>に準じるよう規定しています。また、報告書の開示情報を集める組織範囲の境界(バウンダリー)を定める方法について規定する「バウンダリー・プロトコル」のパイロット版も発表されています。<sup>9</sup>

GRIガイドラインを使って報告書を作成しようとする組織は、ガイドラインに加え、利用できる限りこれらの補足文書・プロトコルも活用して報告に努めることを推奨しています。

### 3. 環境省・GRIガイドラインの相補性

この章では、「環境報告書ガイドライン(2003 年度版)」と「GRIサステナビリティ・リポーティング・ガイドライン 2002」の併用にあたって、その意義や方法、留意すべき点等について解説します。

#### 1) 両ガイドラインの目的と機能

環境報告書ガイドラインは、環境報告書に係る国内外の最新動向を踏まえ、その望ましい方向と内容を取りまとめ、報告書を作成・公表する組織のための実務的な手引きとなるよう作成されています。第2部の「環境報告書の記載項目」では、報告書に記載することが重要と考えられる内容を5分野25項目に分けています。さらに項目ごとに、記載することが望ましいと考えられる情報を多数例示し、その重要性や記載方法等の解説をしています。

GRIガイドラインは、組織の経済・環境・社会的パフォーマンスを報告するための枠組みを提供しています。持続可能性報告書を作成する際の方針や原則を示すとともに、パフォーマンスの評価や比較を可能にするための報告要素ならびに指標を列挙しています。また、報告組織と読み手の利害関係者が、共同でガイドラインや他の文書の作成にあたっています。

#### 2) 併用の意義・やり方

環境報告書ガイドラインは改訂にあたってGRIガイドラインを参考にしており、基本

<sup>8</sup> GHGプロトコルについては、[www.ghgprotocol.org](http://www.ghgprotocol.org)を参照のこと。

<sup>9</sup> プロトコルのパイロット版や作成状況については、GRIウェブサイト[www.globalreporting.org/guidelines/protocols.asp](http://www.globalreporting.org/guidelines/protocols.asp)を参照のこと。

的に両ガイドラインは相互に矛盾せず補完しあう内容になっています。上記に述べた目的や機能の違いを踏まえ、互いの長所をうまく取り込むことで、国内・海外双方の利害関係者の関心に応える、充実した内容の報告書を作成することができるでしょう。以下に、具体的な併用のポイントについて解説します。

- 環境報告書ガイドラインは、第2部の「環境報告書の記載項目」で具体的な報告書の構成について、5つの分野(基本的項目、環境配慮の方針・目標・実績、環境マネジメント、環境負荷及び低減に向けた取組、社会的取組)を掲げています。分野ごとに重要な項目が列挙され、さらに各項目は記載が望ましい情報に分割されています。これらは記載の順序等を規定するものではなく、各組織の創意工夫が期待されますが、具体的に報告書の構成を考える上で参考になると思われます。
- GRIガイドラインは、個々の課題に関する記述やデータの内容を、比較可能な報告要素やパフォーマンス指標の形で提示しており、より具体的な報告書の中身を考える上で役立ちます。環境報告書ガイドラインは、そうした情報の記載にあたって、方法や留意すべき点等を細かく解説しています。より詳細な指標の内容に関しては、環境省の「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン - 2002年度版 -」が参考になります。
- 環境報告書ガイドラインは、記載が望ましい情報として、主に国内の制度や法令を踏まえた報告項目を例示しています。GRIガイドラインの報告要素やパフォーマンス指標は、地域や文化の違いを超え、世界共通で理解されるべき項目を提示しています。報告組織は、事業内容や報告書の読み手に合わせ、両ガイドラインから適した開示項目を選ぶことができます。
- 特定の側面において、環境報告書ガイドライン、GRIガイドラインのいずれかのみがカバーしている部分があります。欠けている部分をもう一方のガイドラインで補うことで、報告書の情報を充実させることができます。具体的に両ガイドラインが互いに補い合える部分については、第4章で項目ごとに解説しています。
- 中でも環境報告書ガイドラインは、事業活動に伴う環境負荷及びその低減に向けた取組の状況に関して、GRIガイドラインよりも詳しい記載をしています。GRIガイドラインを活用する場合でも情報の充実を高めるため、環境報告書ガイドラインを併用し、より詳細な開示を目指すことができます。
- GRIはガイドラインのほかに、業種別補足文書やプロトコルを提供しています。指標の測定方法については、「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン - 2002年度版 -」も参考にできます。

### 3) 経済性・社会性指標の扱い

GRIガイドラインは、持続可能な発展の実現に向け、環境のみならず経済・社会的側面を報告に加えています。近年、国内でも社会的側面について情報開示を行う流れが生じていることを受け、環境報告書ガイドラインは今回の改訂で、社会的取組に関する項目を新設し、積極的な開示を紹介しています(37 頁参照)。さらに経済的側面においても、GRIガイドラインのパフォーマンス指標を参考にしながら、財務指標だけでは捉えられない報告組織の直接・間接の経済への影響について、報告に努めるのが望ましいでしょう。

### 4) 環境配慮促進法とGRI活用に関して

環境配慮促進法が、2005 年 4 月より施行されています。同法は、「特定事業者」への年 1 回の環境報告書公表を義務づけるとともに、大企業に対しても環境報告書を自主的に公表するよう努力規定を設けています。

環境報告書ガイドライン及びGRIガイドラインの活用は、報告組織の自主性に任されていますが、同法の導入により環境報告書の普及はさらに加速し、日常的な存在になるものと期待されます。

### 5) 第三者審査の扱い

環境省は2003年12月、環境報告書ガイドラインの改訂に合わせて、「環境報告書作成基準案」と「環境報告書審査基準案」を公表、報告書の信頼性向上のため、自主的な参加による第三者レビューの仕組みのあり方を検討しています。環境配慮促進法では「特定事業者」に対し、自己評価もしくは第三者審査を受けることにより、環境報告書の信頼性を高める努力を求めています。

GRIガイドラインはパートC(報告書の内容)において、以下の項目において報告書の内容保証に関する説明を求めています。

**2.20 持続可能性報告書に必要な、正確性、網羅性、信頼性を増進し保証するための方針と組織の取組。**

**2.21 報告書全体についての第三者保証書を付帯することに関する方針と現行の取組。**

同ガイドラインの付属文書「信憑性とその保証」(ガイドライン日本語版79～81頁)では、信憑性向上のための一手段として、第三者保証を奨励しています。また、信憑性についてのニーズを明確にするため、利害関係者との協議を行うよう奨めています。

## 4. 環境省・GRIガイドラインの対照比較・解説

この章では、環境報告書ガイドラインを利用している報告組織が、GRIガイドラインも併せて活用しようとする場合のガイダンスを提供します。環境報告書ガイドラインに示された、報告書の一般的報告原則(第1部3項)、報告に当たっての基本的要件(第1部4項)、報告書の記載項目と情報(第2部2項)について、GRIガイドラインにおいてそれぞれ対応する報告要素・パフォーマンス指標、ならびに両ガイドラインを併用する際に留意すべき点等について、詳しく解説します。また、第7章の対照クイックリファレンスの前半(40～45頁)にてサマリーを提供しています。GRIガイドラインを活用している組織が環境報告書ガイドラインも併用する場合には、クイックリファレンスの後半(46～57頁)をご参照ください。

### 1) 一般的報告原則

環境報告書ガイドラインは、環境コミュニケーションを促進し社会的な説明責任を果たすとともに、利害関係者の意思決定に有用な情報を提供するという、環境報告書の基本的機能を満たすために必要不可欠なものとして、5つの一般的報告原則を定めています。GRIガイドラインは、財務会計報告の国際的原則を参考に、組織の経済・環境・社会パフォーマンスについてバランスのとれた合理的な報告書を作成する際に欠かせない要素を加え、11の報告原則をガイドラインのパートBにて列挙しています(図2)。このうち、「透明性」と「包含性」の原則は報告プロセスの起点であり、他のすべての原則にも織り込まれているものです。(各原則の詳細な解説は、GRIガイドライン日本語版26～36頁をご参照ください。)

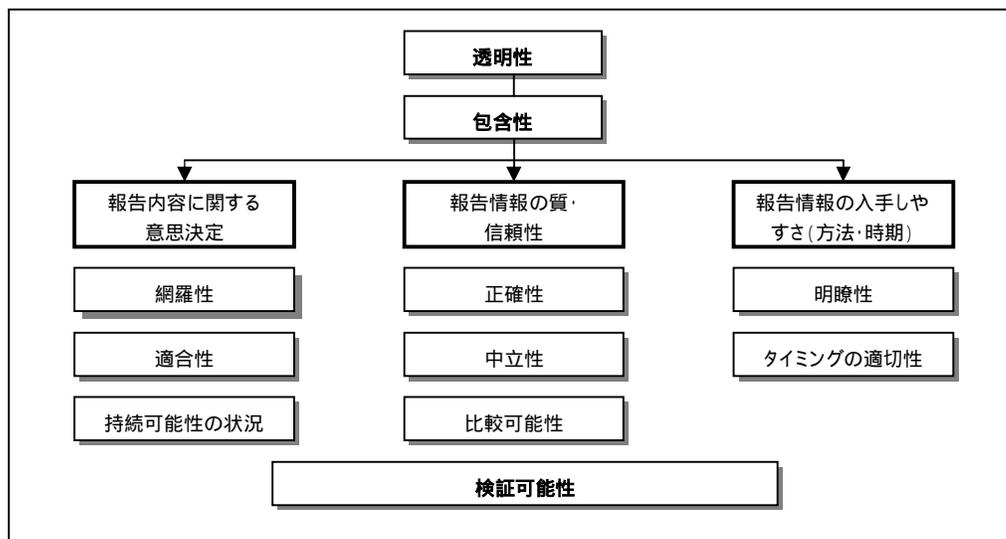


図2 GRIガイドラインに基づく報告書作成のための報告原則

報告原則は、報告書の内容が拠って立つ基盤について、報告組織と報告書利用者の双方が共通認識を持つための両者間の約束事です。とくに、報告組織のパフォーマンスならびに持続可能な発展への寄与についてバランスのとれた合理的な報告をし、経年ならびに組織間の報告の比較可能性を向上し、利害関係者の関心事に対する信憑性ある言及を行うために、これらの原則を適用することが欠かせません。

環境報告書ガイドラインの一般的報告原則の数はGRIガイドラインよりも少ないですが、内容的には「透明性」を除く全原則がほぼ網羅されています(表5)。以下に環境報告書ガイドラインの5つの報告原則が対応するGRIの報告原則を解説します。

表5 環境省・GRI両ガイドラインの報告原則対照表

環境省ガイドライン 一般的報告原則	GRIガイドライン パートB(報告原則)
(1～5を包括)	透明性
1 目的適合性	適合性 包含性 タイミングの適切性
2 信頼性	正確性 適合性 持続可能性の状況 網羅性 中立性
3 理解容易性	明瞭性
4 比較容易性	比較可能性
5 検証可能性	監査可能性

### 1 目的適合性

目的適合性とは、利害関係者の判断に要する有用な情報を、適切なタイミングで提供することを指しています。GRIガイドラインの報告原則の中では、「適合性」「包含性」「タイミングの適切性」の3原則がこの要素に対応します。「適合性」とは、報告組織と報告利用者の双方にとって重要で有用かつ適切な情報が提供されることを意味します。情報の重要性の判断に不可欠なのは、多様な利害関係者の視点・ニーズです。すなわち、「包含性」の原則がうたうように、利用者の期待に応える有意義な報告書を作成するためには、報告組織は利害関係者と体系的にかかわることが求められます。報告組織にとってはそれほど重要と思われない情報が、利用者には必要な情報だという場合もあります。報告組織は積極的に利害関係者との協議を行うことで、情報ニーズや

それに応える最善の方法について理解を深めることができるでしょう。

組織の業態や規模に関係なくこのような利害関係者の期待やニーズに適合すると考えられる一般的な項目を、環境省ガイドラインでは「記載項目」、GRIガイドラインではパートC(報告書の内容)の形で提供しています。このため、報告書にはこれらの項目が網羅され、適切に記載されることが望まれます。

さらに、情報が有用であるためには、利用者に対して適切なタイミングで提供される必要があります。これにより利害関係者の情報への理解が高まり、意思決定が効果的に行われるようになります。報告書は一定の期間ごとに作成されることが望まれますが、情報の性格に合わせて開示の頻度や媒体を工夫する必要もあるでしょう。

## 2 信頼性

信頼性とは、a)記載された情報に誤りや漏れがなく正確であること、b)事業活動に伴う負荷の状況の実態に即して実質的な情報を提供すること、c)環境省ガイドラインが列挙する25の記載項目が適切に網羅されていること、d)意図的に偏った印象を与えるような記述がなされていないこと、等に配慮することを指しています。これらは、GRIガイドラインの報告原則では、a)「正確性」、b)「適合性」と「持続可能性の状況」、c)「網羅性」、d)「中立性」がそれぞれ対応しています。

a)の正確性は、定量的・定性的情報の双方に適用されます。求められる正確性のレベルは情報の利用目的や質によって異なり、例えば定性的情報の正確性は、主にその明瞭度、詳細度、提示方法のバランス度合いから判断されます。この原則の適用にあたっては、報告利用者の目的や意思決定の必要性に配慮することが欠かせません。情報収集の状況やレベルを認識し、正確性を達成するために採用した方法、アプローチを説明することが、報告書の信頼性を高め、開示情報がより多くの利害関係者に受け入れられることにつながるでしょう。

b)の事業活動に伴う負荷の状況の実態に即した情報とは、2つの視点から考えられます。一つには目的適合性の解説で記したように、特定の情報の側面が事業活動の中に占める重要度や利用者の意思決定に及ぼす有用性が高く、報告に値するものか、という適合性の視点が必要です。もう一つは「持続可能性の状況」の視点で、負荷の状況及びパフォーマンスが地域や世界の経済・環境・社会にとってどのような影響を及ぼすのかという全体的文脈から考察し、情報を提供することが大切です。

c)の網羅性に関してGRIガイドラインは、報告書が表明している「範囲」内で、利害関係者が重大な関心を持ち報告組織のパフォーマンスを評価するのに必要な情報を、詳細に説明しかつ開示すること、と述べています。「範囲」とは、環境省ガイドラインが述べているような報告内容の範囲に加え、報告組織が情報を集める対象とする事業

体の範囲(バウンダリー)、報告対象期間の範囲も含んでいます。<sup>10</sup> 報告書の作成にあたっては、報告組織が与える直接的・間接的影響を考慮してこれらの範囲を決定し、その範囲内で利害関係者の関心やパフォーマンス評価に適したすべての情報を記載することが求められます。

情報の信頼性を確保するためには、公平で事実に基づいた報告を行う、d)の中立性は欠かせません。報告書には、報告組織にとって望ましい結果も望ましくない結果も盛り込み、意図的な情報選択・変更やパフォーマンスに対する過小・過大評価を避けなければなりません。将来的見通し等を説明する場合には、読み手に誤解を与えないよう、事実と解釈の部分を明確に区別しなくてはなりません。

### 3 理解容易性

理解容易性とは、利害関係者の誤解を招かないように、必要な情報を理解容易な表現で明瞭に提供することを指しています。GRIガイドラインにおいても、「明瞭性」の原則で、利害関係者の多様なニーズや理解力について認識し、適度な詳細情報を備えながらも、できるだけ幅広い利用者に対応するような記述を求めています。報告書を理解するのに、すべての利用者が同程度の知識や経験を持っているわけではありません。専門家の需要に応えた詳細情報も必要でしょうが、専門用語や難しい言い回し、業界・社内用語を避け、図表を添付する等して、できるだけ多くの利害関係者が理解できるような明瞭な報告を工夫しましょう。

### 4 比較容易性

比較容易性とは、報告書の記載事項が事業活動の各期間を通じて比較可能であり、かつ異なる事業者間を通じて一定の範囲で比較の基礎となる情報を提供することを指しています。GRIガイドラインも「比較可能性」の原則で、投資家による格付けや利害関係者の意思決定を支援するために、期間別や組織間のパフォーマンスの比較を可能にするような報告書の記述を求めています。このためには、報告組織の範囲(バウンダリー)や報告内容の範囲について一貫性を維持し、変更がある場合にはそれを開示し、過去の情報を新しい範囲に従って更新する必要があります。これが無理な場合はその理由を開示し、過去の情報に関する現段階での解釈について説明を行わなければなりません。

環境省・GRI両ガイドラインに従って測定または算出された情報は、共通の項目について、同一の前提条件、根拠、基準及び方法に依拠しているため、利害関係者の誤解を招きにくく、比較の基礎となる情報となります。とくにGRIガイドラインのパフォー

---

<sup>10</sup> 環境報告書ガイドラインでは、「報告に当たっての基本的要件」でこれらの範囲についての明確な定義を求めています。詳しくは次章をご参照ください。

マンス指標は、各報告内容における測定単位、算出基準や記述項目について具体的に定めており、この指標に従って報告することで世界中の報告組織間のパフォーマンス比較が容易になります。

## 5 検証可能性

検証可能性とは、報告書に記載された情報について、前提条件と根拠が明らかにされ、客観的立場から検証可能なことを指しています。同様にGRIガイドラインも「監査可能性」の原則として、報告組織が内部監査もしくは外部の保証機関がその信頼性を確認できるような情報を記録・集計・解析し、開示することをうたっています。記載情報は検証可能でなければ、信憑性を損なうことになりかねません。その算定方法や集計範囲等を明記し、検証可能な形で表示される必要があります。また、記載情報には根拠資料を用意し、情報の信頼性を第三者がチェックできる手段を確保することが求められます。<sup>11</sup>

GRIガイドラインの11の報告原則の中で、環境省ガイドラインがとくに言及していないのが、「透明性」の原則です。透明性とは、利用者が報告内容を信用し解釈できるように、記載情報に含まれたプロセス、手順、前提条件をすべて公開することを指しています。例えば、開示する情報を決める基盤となる利害関係者との関与、情報収集の方法、科学的前提、関連する内部監査等の情報がこれに含まれます。透明性の確保は、利害関係者への説明責任を果たすための大前提であり、すべての情報開示の中心となる包括的な原則です。環境報告書ガイドラインは表立って透明性について述べていませんが、5つの原則を包括しすべてに適用されるものと考えられます。

これらの報告原則は報告組織が努力して達成すべき目標ですが、短期的には必ずしもすべての原則を十分に適用できないかもしれません。しかし、報告過程において原則をどう検討し、どの程度厳密に適用しているのか、今後の課題は何か、といった進捗度合いを提示することが必要です。また、報告原則を十分に適用しようとしていない場合には、その箇所と理由を明示すべきです。

## 2) 報告にあたっての基本的要件

GRIガイドラインが「網羅性」の報告原則で求めている報告組織、報告分野、報告期間の各範囲の明確化を、環境省ガイドラインでは第4章の「報告にあたっての基本的要件」の中でうたっています。各要件に関して、GRIガイドラインのパートC(報告書の内容)の対応する項目を以下に記します(表6)。

<sup>11</sup> なお、第三者(外部)検証の扱いについては、前章の第5項(9頁)をご参照ください。

表6 環境省・GRI両ガイドラインの報告基本要件対照表

環境報告書ガイドライン	GRIガイドライン	
	パートB (報告原則)	パートC (報告書の内容)
1 対象組織の明確化	「網羅性」原則 - 報告組織の範囲	2.13 報告組織・報告内容の範囲 2.14 重大な組織変更 2.15 比較に影響する基礎的事柄 2.16 再報告の性質・効果・理由
2 対象期間の明確化	「網羅性」原則 - 報告期間の範囲	2.11 記載情報の報告期間 2.12 前回の報告書発行日
3 対象分野の明確化	「網羅性」原則 - 報告内容の範囲	2.13 報告組織・報告内容の範囲 4.1 GRIガイドライン対照表

### 1 対象組織の明確化

対象組織とは、報告組織が情報を集める対象とする事業体を指し、どこの事業体まで含めるかの境界(バウンダリー)は報告組織が与える影響を考慮して決定される必要があります。財務報告においては、国内外で株式の所有関係等を基に連結財務諸表の対象範囲が明確にルール化されていますが、環境・持続可能性報告においては今のところ同様の基準は存在しません。しかし、報告組織単体や日本国内に立地する事業所のみを報告対象とするのでは、報告組織のパフォーマンスを正確かつ公正に評価することはできません。例えば、同種の製品を製造する企業で、自社生産している社と海外に生産移転した社がある場合、後者は重要な負荷を報告しないことになってしまい、公正さと比較可能性を欠きます。このため環境報告書ガイドラインは、生産移転先の関係企業も含めた組織の活動全体をカバーすることを必要とし、連結財務会計の集計範囲に準じて、企業グループ全体を把握することが望ましいとしています。

GRIガイドラインは「網羅性」の原則の中で、報告組織範囲は報告組織の財務的影響力、法律上の所有関係、取引関係等をベースに定めるのが望ましいが、利害関係者の期待に合致するために財務報告の範囲よりも広げるのがいいケースもあります。GRIでは、「バウンダリー・プロトコル」<sup>12</sup>において、対象組織の定義方法ならびに報告書内での表記方法等について、詳細なガイダンスを提供しています。

報告組織は対象組織を明確に定め、開示情報はその範囲に合致させることが大切です。その際、境界を明確に示すこと、その境界を定めた理由を明らかにすることが必

<sup>12</sup> 「GRIバウンダリー・プロトコル」に関する情報は、[www.globalreporting.org/guidelines/protocols/boundaries.asp](http://www.globalreporting.org/guidelines/protocols/boundaries.asp) をご参照ください。

要です。GRIガイドラインのパートC(報告書の内容)では、次の項目において境界の開示を求めています。

**2.13 「報告組織の範囲」(国/地域、製品/サービス、部門/施設/合併事業/子会社)と、もしあれば特定の「報告内容の範囲」。**

もし「報告組織の範囲」が、組織と活動が与える経済・環境・社会的影響の全域に対応していない場合、これらを網羅するための戦略と予定を記述すること。

**2.14 前回の報告書以降に発生した重大な変更(規模、構造、所有形態または製品/サービス等)。**

**2.15 時系列での、また報告組織間での比較に重大な影響を与えうる報告上の基礎的事柄(合併事業、子会社、リース施設、外部委託業務、その他)。**

**2.16 以前発行した報告書に含まれている情報について、報告しなす場合、再報告の性質、効果及び理由を説明(合併/吸収、基準年/期間、事業内容、または、測定方法の変更等)。**

## 2 対象期間の明確化

報告書はその内容が対象とする期間を明確に定義することが必要です。記載情報はその期間と可能な限り統一し、もし内容により異なる場合はその点を明記することが望まれます。GRIガイドラインのパートC(報告書の内容)では、次の項目において対象期間の開示を求めています。

**2.11 記載情報の報告期間(年度/暦年等)。**

**2.12 前回の報告書の発行日(該当する場合)。**

## 3 対象分野の明確化

近年、日本においても環境分野のみならず、経済的・社会的分野における報告が充実し、GRIガイドラインに基づいた持続可能性報告を行っている組織が増えています。この潮流を踏まえて、環境報告書ガイドラインにおいても、事業概要及び経営関連指標の記載例を示すと共に、「社会的取組の状況」の項目で社会的分野における記載すべき情報を例示し、報告分野の拡大を推奨しています。

しかし、報告組織にとって、経済・環境・社会のトリプル・ボトムラインへの報告分野拡大は一朝一夕に行えるものではないでしょう。GRIガイドラインはトリプル・ボトムラインの報告を推進していますが、環境分野等一部の側面に限った報告に活用することも可能です。大切なのは対象分野を明確化し、どの分野・項目・指標を報告したか、ある

いはしていないかを、GRIガイドライン対照表(38 頁参照)等を用いて利用者に分かりやすく示すことです。また、GRIガイドラインのパートC(報告書の内容)では、次の項目において対象分野の開示を求めています。

**2.13 「報告組織の範囲」(国/地域、製品/サービス、部門/施設/合併事業/子会社)と、もしあれば特定の「報告内容の範囲」。**

もし「報告組織の範囲」が、組織と活動が与える経済・環境・社会的影響の全域に対応していない場合、これらを網羅するための戦略と予定を記述すること。

**3) 報告書の記載項目と情報**

環境報告書ガイドラインは、第2部「環境報告書の記載項目」において、環境報告書に記載することが重要と考えられる分野を5つに分類し、各分野の中で記載することが重要と考えられる項目をさらに25に分けて提示しています。この5つの分野とGRIガイドラインのパートC(報告書の内容)の構成は、大まかに以下のように対応しています(表7)。

**表7 環境省・GRI両ガイドラインの記載分野対照表**

環境報告書ガイドライン 記載重要分野	GRIガイドライン パートC(報告書の内容)
(1) 基本的項目	1 ビジョンと戦略 2 報告組織の概要
(2) 事業活動における環境配慮の方針・目標・実績等の総括	3 統治構造とマネジメントシステム 5 パフォーマンス指標 - 環境パフォーマンス
(3) 環境マネジメントに関する状況	3 統治構造とマネジメントシステム 5 パフォーマンス指標 - 環境パフォーマンス
(4) 事業活動に伴う環境負荷及びその低減に向けた取組の状況	5 パフォーマンス指標 - 環境パフォーマンス
(5) 社会的取組の状況	5 パフォーマンス指標 - 社会的パフォーマンス

以下では、環境報告書ガイドラインにおける25の記載が重要と考えられる項目と、GRIガイドラインのパートCの報告要素・パフォーマンス指標との対応を、個別に解説します。

## (1) 基本的項目

### 経営責任者の緒言(総括及び誓約を含む)

環境報告書ガイドラインは、事業の実態を踏まえた適切かつ正確な報告書を作成・公表して社会的説明責任を果たし、利害関係者に意思決定のための情報を提供することは、経営責任者の重要な責務であり、経営責任者自身が報告書の記載内容に責任を持つことが必要だとして、報告書の巻頭に環境経営の方針、取組の現状、将来の目標等を総括的に盛り込む「緒言」の記載を求めています。とくに、環境に対する取組を確実に実施し、目標等を明示した期限までに達成することを経営責任者が社会に対して公式に約束する「誓約」(コミットメント)を含むことが望ましいとしています。

GRIガイドラインのパートCでこの項目に対応する報告要素は以下の通りです。

#### 1.1 持続可能な発展への寄与に関する組織のビジョンと戦略に関する声明

#### 1.2 報告書の主要要素を表す最高経営責任者(または同等の上級管理職)の声明

GRIガイドラインでは、経営方針に加えて、報告組織の将来に経済・環境・社会的課題がどうかかわるかという全体的な「ビジョン」も示すよう求めています。また、報告組織と利害関係者の関わりを示すことにも重点が置かれています。1.1 のビジョンと戦略について、最低限答えなければならない設問として、以下の項目が提示されています。ただし、1.1 については最高経営責任者の声明である必要はありません。

- 持続可能な発展という主要テーマに関連した当該組織にとっての主要課題は何か。
- この主要課題を確定するためにステークホルダー(利害関係者)はどのように関与しているか。
- 個々の課題に関し、いずれのステークホルダーが組織によって最も影響を受けているか。
- これらの課題は、組織の価値にどう反映され、また事業戦略にどう取り込まれているか。
- これらの課題に関する組織の目的と対応は何か。

1.2 の最高経営責任者の声明では、環境報告書ガイドラインと同様、経済・環境・社会的目標への誓約を盛り込むことを求めています。また、報告書の信憑性を高めるため、目標を達成したことだけでなく、達成できなかった事柄についても明確に言及することを奨めています。推奨される声明の要素としては、次の項目が提示されています。

- 報告書内容の強調部分と目標へのコミットメント(誓約)
- 組織の指導者による経済・環境・社会的目標に対するコミットメントの記述

- 達成及び不達成の記述
- 前年のパフォーマンスと目標及び業界標準等のベンチマークに対するパフォーマンス
- ステークホルダー参画への組織の取組

### 報告に当たっての基本的要件(対象組織・期間・分野)

環境報告書ガイドラインは、報告書の作成・公表に当たっての基本的要件である、対象組織、対象期間、対象分野について具体的に記載することを求めています。これに対応するGRIガイドラインのパートCの報告要素は、次の通りです。<sup>13</sup>

**2.11 記載情報の報告期間(年度/暦年等)。**

**2.12 前回の報告書の発行日(該当する場合)。**

**2.13 「報告組織の範囲」(国/地域、製品/サービス、部門/施設/合併事業/子会社)と、もしあれば特定の「報告内容の範囲」。**

もし「報告組織の範囲」が、組織と活動が与える経済・環境・社会的影響の全域に対応していない場合、これらを網羅するための戦略と予定を記述すること。

また環境報告書ガイドラインでは、環境コミュニケーションツールとして必要な作成部署の明確化や連絡先の明示、利害関係者からのフィードバック手段、ホームページのアドレス、関連公表資料の一覧等の表記も求めています。GRIガイドラインのパートC(報告書の内容)の報告要素には、これらに対応する以下の項目があります。

**2.10 報告書に関する問い合わせ先。電子メールやホームページのアドレス等。**

**2.22 報告書利用者が、個別施設の情報も含め、組織の活動の経済・環境・社会的側面に関する追加情報報告書を手に入れる方法(可能な場合には)。**

環境報告書ガイドラインは、準拠あるいは参考にした環境報告書等に関する基準またはガイドライン等について記載するよう求めています。GRIガイドラインはこの点について言及していませんが、GRIガイドラインを参考にした場合にはその旨報告書内に明記し、GRI事務局まで報告書を送付してください(住所は裏表紙参照)。

<sup>13</sup> 対象組織、対象期間、対象分野についてのさらに詳細な説明は、前章「報告にあたっての基本的要件」をご参照ください。

## 事業の概況

環境報告書ガイドラインは、報告組織の事業特性やそれに応じた環境負荷について利用者が判断するため、事業の具体的内容、主要な製品・サービスの内容、経営関連指標等について記述することを求めています。GRIガイドラインのパートCにおいても、報告書の情報を利用者が理解し評価するための背景を提供するため、以下の組織概要の記載を提示しています。

### 2.1 報告組織の名称

### 2.2 主な製品やサービス。それが適切な場合には、ブランド名も含む。

報告組織はまた、これらの製品やサービスを提供したときの組織の果たす役割の性格、及び外部委託への依存度を示さなければならない。

### 2.3 報告組織の事業構造

### 2.4 主要部門、製造部門子会社、系列企業及び合併企業の記述

### 2.5 事業所の所在国名

### 2.6 企業形態(法的形態) 例:株式会社、有限会社等

### 2.7 対象市場の特質

### 2.8 組織規模

- 従業員数
- 提供している製造製品 / サービス(数量または分量)
- 売上高
- 負債と自己資本とに分けた資本総額

以上に加え、報告組織には以下のような任意情報の提供を勧める。

- 付加価値
- 総資産
- 以下のいずれか、またはすべての内訳
  - 総売上高の5%以上を占める国 / 地域ごとの売上げ収益その他の関連尺度(粗利、純利益等)
  - 主要製品 / 特定のサービス
  - 国 / 地域ごとのコスト内訳
  - 国 / 地域ごとの従業員数

製品・サービスの生産・販売額、従業員数等の経営関連指標は、環境効率や労働

生産性等を用いて経済・環境・社会パフォーマンスを把握する際の基礎データとして、適切な情報を提供する必要があります。

また両ガイドラインともに、経年及び報告組織間の比較可能性を確保するため、比較に影響する組織の規模や構造、所有形態、製品・サービス、ビジネスモデル(例:自社生産から外部委託へ)等の変更も報告するよう求めています。GRIガイドラインのパートCは、次の要素に従って変更を報告するよう提示しています。

**2.14 前回の報告書以降に発生した重大な変更(規模、構造、所有形態または製品/サービス等)。**

**2.15 時系列での、また報告組織間での比較に重大な影響を与えうる報告上の基礎的事柄(合併事業、子会社、リース施設、外部委託業務、その他)。**

**2.16 以前発行した報告書に含まれている情報について、報告しなす場合、再報告の性質、効果及び理由を説明(合併/吸収、基準年/期間、事業内容、または、測定方法の変更等)。**

事業の概況について、GRIガイドラインに含まれていない要素で環境報告書ガイドラインが報告を推奨しているのが、「事業者の沿革及び事業活動における環境配慮の取組の歴史等の概要」です。一方GRIガイドラインは、報告組織にとっての利害関係者についても、組織概要に含めて次のように報告するよう提示しています。

**2.9 ステークホルダーのリスト、その特質、及び報告組織との関係。**

## **(2) 事業活動における環境配慮の方針・目標・実績等の総括**

### **事業活動における環境配慮の方針**

環境報告書ガイドラインは、事業活動における環境配慮の取組に関する基本的方針や考え方を適切に定め、報告書に記載することを求めています。GRIガイドラインでは、環境のみならず経済・社会的パフォーマンスも含めていることもあり、報告組織の方針を一カ所にまとめるのではなく、それぞれの側面に分類して記載する原則を取っています。パートCでは、方針に関する項目・指標をセクション3(統治構造とマネジメントシステム)とセクション5(パフォーマンス指標)の両方に含めています。広範の統括的な方針はセクション3、個別側面(エネルギー、安全衛生、差別対策等)の方針はセクション5のパフォーマンス指標において触れることを推奨しています。

組織の経済・環境・社会的側面における統括的な方針は、次の記載項目で提示しています。

**3.7 組織の価値と価値の声明。組織内で開発された行動規範及び原則。経済・環境・社**

会各パフォーマンスにかかわる方針とその実行についての方針。

統括的方针の中でも、1992年の国連環境開発会議(地球サミット)で採択された「リオ宣言」第15原則の「予防的アプローチ」<sup>14</sup>についてとくに説明するよう、次のように求めています。

**3.13 組織が予防的アプローチまたは予防原則を採用しているのか、また、採用している場合はその方法の説明。**

環境報告書ガイドラインは、さらにこうした環境配慮の方針が、全体的な経営方針やコーポレート・ガバナンス(企業統治)とどう整合・関連しているかを記載するのが望ましいとしています。GRIガイドラインでは、組織の経営と経済・環境・社会的パフォーマンスの関連について、次の項目を具体的に記載することを提示しています。方針の記載においては、組織のビジョン・戦略や経営責任者の声明との整合が図られていることが必要です。

**3.3 環境及び社会的な面でのリスクと機会に関連した課題を含めて、組織の戦略の方向を導くための専門的知見が必要であるが、そのような知見を持った取締役選任プロセス。**

**3.4 組織の経済・環境・社会的なリスクや機会を特定し管理するための、取締役会レベルにおける監督プロセス。**

**3.5 役員報酬と、組織の財務的ならびに非財務的な目標(環境パフォーマンス、労働慣行等)の達成度との相関。**

**3.6 経済・環境・社会と他の関連事項に関する各方針の、監督、実施、監査に責任を持つ組織構造と主務者。**

また環境報告書ガイドラインは、環境配慮方針の一部として、同意もしくは遵守する環境に関する憲章、協定等の名称と内容についても記載することが望ましいとしています。GRIガイドラインでも次の項目についての記載を提示しています。

**3.14 組織が任意に参加、または支持している、外部で作成された経済・環境・社会的憲章、原則類や、各種の提唱(イニシアチブ)。**

**3.15 産業及び業界団体、あるいは国内/国際的な提言団体の会員になっているもののうちの主なもの**

<sup>14</sup> リオ宣言第15原則:「環境を防御するため、各国はその能力に応じて予防的方策を広く講じなければならない。重大あるいは取り返しのつかない損害の恐れがあるところでは、十分な科学的確実性がないことを、環境悪化を防ぐ費用対効果の高い対策を引き延ばす理由にしてはならない。」

環境配慮の方針はライフサイクル全体を踏まえ、組織内のみならず事業活動の上・下流までを対象とすることが必要であると、環境報告書ガイドラインは述べています。これに関して、GRIガイドラインでは次の項目にて、事業活動の上・下流における方針に触れるよう示しています。

**3.16 上流及び下流部門での影響を管理するための方針とシステム。以下のものを含む。**

- 外部委託(アウトソーシング)と供給業者の環境・社会的パフォーマンスにかかわる、サプライ・チェーンマネジメント方針。
- 製品・サービス責任(スチュワードシップ)についての取組

**3.17 自己の活動の結果、間接的に生じる経済・環境・社会的影響を管理するための報告組織としての取組。**

**事業活動における環境配慮の取組に関する目標、計画及び実績等の統括**

環境報告書ガイドラインは、環境配慮の方針に対応して、長期及び当期・次期の対象期間の目標とそれに対応した計画、環境負荷の実績・推移、取組結果の評価分析等を、一覧表形式で記載することが望ましいとしています。GRIガイドラインのパートCにおいて、これに対応する主な記載項目は次の通りです。

**3.19 経済・環境・社会的パフォーマンスに関わるプログラムと手順。**

具体的な項目：

- 優先順位と目標設定
- パフォーマンス改善のための主な計画
- 組織内コミュニケーションと訓練
- パフォーマンスの監視
- 内部及び外部監査
- 上級経営陣による見直し

GRIガイドラインにおいては、環境負荷を含む経済・環境・社会的パフォーマンスの実績・推移や、取組結果の評価分析等は、セクション5のパフォーマンス指標において報告するよう提示しています。一方、中長期の目標や実績の推移等に関する記載については、詳細なガイダンスを提供していません。これらの項目の記載については、環境報告書ガイドラインの「記載することが望ましいと考えられる情報」等を参考してください。

## 事業活動のマテリアルバランス

環境報告書ガイドラインは、事業者が自らの事業活動に対して、資源・エネルギーをどの程度投入し(インプット)、製品をどの程度生産・販売し、環境負荷物質をどの程度排出したか(アウトプット)を、マテリアルバランスの観点から整理し公表することが望ましいとしています。具体的には、「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン - 2002 年度版 -」に示された9種類のコア指標に従って、実績値が記載された図等を記載することを求めています。コア指標はインプット 3 指標(総エネルギー投入量、総物質投入量、水資源投入量)、アウトプット 6 指標(温室効果ガス排出量、化学物質排出量・移動量、総製品生産量又は総製品販売量、廃棄物等総排出量、廃棄物最終処分量、総排水量)で、環境報告書ガイドラインの記載項目 19 ~ 24 に対応しており、これらの項目をまとめてマテリアルバランスとして提示することを指しています。

GRIガイドラインのパートCでは、インプット・アウトプット情報の記載項目はセクション5のパフォーマンス指標において提示していますが、それらをマテリアルバランスとして全体的にまとめることは求めています。しかし、報告組織や利害関係者が事業活動の全体的な状況を把握するのに、有用な方法であると考えられます。環境報告書ガイドラインの記載項目 19 ~ 24 に対応する、GRIガイドラインのパフォーマンス指標は 30 ~ 35 頁に示しています。

さらに環境報告書ガイドラインでは、可能な場合には、事業活動のマテリアルバランスにサプライチェーンマネジメントや製品等のライフサイクル全体を踏まえた環境負荷を付け加えるよう求めています。GRIガイドラインでは、報告組織による直接的なインプット・アウトプットを超えた環境影響を、以下の環境パフォーマンス指標で記載するよう提示しています。また、主要製品ごとのライフサイクル全体における環境影響は、環境報告書ガイドラインでは記載項目 24 で扱っており、それに対応するGRIガイドラインのパフォーマンス指標は 36 ~ 37 頁に示しています。

**EN19(任意)<sup>15</sup> 他の間接的(上流/下流)なエネルギーの使用とその意味合い、業務上の移動、製品のライフサイクルマネジメント、エネルギー集約型原材料の使用等。**

**EN30(任意) その他の間接的な温室効果ガス排出量(CO<sub>2</sub>, CH<sub>4</sub>, N<sub>2</sub>O, HFCs, PFCs, SF<sub>6</sub>)。**

**EN34(任意) 物流を目的とした輸送に関する重要な環境影響。**

## 環境会計情報の総括

環境報告書ガイドラインは、事業活動における環境保全コストと、その活動により得

<sup>15</sup> 利用者の利便を考え、GRIパフォーマンス指標に「必須」「任意」の区別を表示しました。両者の違いについては、4~5 頁を参照のこと。

られた環境保全効果、ならびに環境保全対策に伴う経済効果を総括的に記載することが望ましいとしています。GRIガイドラインでは、このうち環境保全コストに関して、以下のような開示を提示しています。

#### **EN35(任意) 種類別の環境に対する総支出。**

また、環境のみならず経済・社会面を含めた費用対効果の算出に関して、以下のような開示を求めています。

#### **2.18 経済・環境・社会的コストと効果の算出に使用された規準 / 定義。**

「環境会計」と呼ばれる環境保全対策の費用対効果については、「環境会計ガイドライン(2002年版)」を参考に総括的に整理された定量的な情報を公表し、効率的かつ効果的な環境対策の推進が望まれます。

### **(3)環境マネジメントの状況**

#### **環境マネジメントシステムの状況**

環境報告書ガイドラインは、報告組織の環境マネジメントシステムの構築状況やISO14001の認証取得状況等の記載を求めています。GRIガイドラインのパートCでは、次の項目が同様の内容に対応します。

#### **3.20 経済・環境・社会的マネジメントシステムに関わる認証状況。**

環境報告書ガイドラインはさらにマネジメントシステムに関して、その組織体制やリスク管理体制の整備、環境影響の監視、システムの監査、従業員教育・訓練、社内での表彰・業績評価への反映等を記載するのが望ましいとしています。GRIガイドラインでは、の環境配慮の方針の項で列挙したものと一部重複しますが、次の項目が対応しています。

#### **3.4 組織の経済・環境・社会的なリスクや機会を特定し管理するための、取締役会レベルにおける監督プロセス。**

#### **3.5 役員報酬と、組織の財務的ならびに非財務的な目標(環境パフォーマンス、労働慣行等)の達成度との相関。**

#### **3.6 経済・環境・社会と他の関連事項に関する各方針の、監督、実施、監査に責任を持つ組織構造と主務者。**

#### **3.13 組織が予防的アプローチまたは予防原則を採用しているのか、また、採用している**

場合はその方法の説明。

### 3.19 経済・環境・社会的パフォーマンスに関わるプログラムと手順。

具体的な項目：

- 優先順位と目標設定
- パフォーマンス改善のための主な計画
- 組織内コミュニケーションと訓練
- パフォーマンスの監視
- 内部及び外部監査
- 上級経営陣による見直し

GRIガイドラインは社会的パフォーマンス指標の中で、環境のみならず、労働安全衛生、製品情報・品質表示、顧客満足度に関するマネジメントシステムの状況も記述するよう、以下のように提示しています。

**LA14(任意) 「労働安全衛生マネジメントシステムに関するILOガイドライン」(ILO-OSH 2001)<sup>16</sup>の実質的遵守の立証。**

**PR2(必須) 商品情報と品質表示に関する組織の方針、手順/マネジメントシステム、遵守システムの記述。**

**PR8(任意) 顧客満足度に関する組織の方針、手順/マネジメントシステム、遵守システム(顧客満足度調査の結果を含む)の記述。**

### 環境に配慮したサプライチェーンマネジメント等の状況

環境報告書ガイドラインは、環境配慮の取組に関して、取引先に対してどのような要求や依頼をし、それをどうマネジメントしているのかを記載するよう求めています。こうしたサプライチェーンマネジメントに関する方針・目標・計画・実績等の概要に関して、GRIガイドラインのパートCでは次の項目とパフォーマンス指標が対応しています。

**3.16 上流及び下流部門での影響を管理するための方針とシステム。以下のものを含む。**

- 外部委託(アウトソーシング)と供給業者の環境・社会的パフォーマンスにかかわる、サプライチェーンマネジメント方針。
- 製品・サービス責任(スチュワードシップ)についての取組

**EN33(任意) 3.16 に対応し環境側面において実施されるプログラムや処置を巡る、供給**

---

<sup>16</sup> ILO-OSH 2001 に関しては、[www.jaish.gr.jp/information/oshms1a\\_5.html](http://www.jaish.gr.jp/information/oshms1a_5.html) を参照のこと。

## 業者のパフォーマンス。

GRIガイドラインはさらに、環境のみならず人権に配慮したサプライチェーンマネジメントの状況に関する情報を開示するよう、次の指標を提示しています。

**HR2(必須) 投資及び調達に関する意思決定(供給業者・請負業者の選定を含む)の中に人権に与える影響への配慮が含まれているか否かの立証。**

**HR3(必須) サプライ・チェーンや請負業者における人権パフォーマンスの評価と取組に関する方針と手順(監視システムとその結果を含む)の記述。**

## 環境に配慮した新技術等の研究開発の状況

環境報告書ガイドラインは、環境にやさしい生産技術・工法・製品設計等の研究開発状況や、環境に配慮した販売・営業方法等についての記載を求めています。GRIガイドラインのパートCでは、次の項目が対応しています。

**3.16 上流及び下流部門での影響を管理するための方針とシステム。以下のものを含む。**

- 外部委託(アウトソーシング)と供給業者の環境・社会的パフォーマンスにかかわる、サプライ・チェーンマネジメント方針。
- 製品・サービス責任(スチュワードシップ)についての取組

GRIガイドラインは、「スチュワードシップの取組には、製造、使用及び最終処理にともなう負の影響を最小化するための製品設計改良の取組が含まれる」としており、この項目に新技術の研究開発状況が一部含まれているといえます。しかしさらに、環境報告書ガイドラインが述べるような具体的な研究開発の状況について記載することが望まれます。

## 環境情報開示、環境コミュニケーションの状況

環境報告書ガイドラインは、環境報告書、環境ラベル等による環境情報開示や、利害関係者との環境コミュニケーションの実施状況等を記載することを求めています。このうち、報告書やサイト単位の環境レポートを発行している事業所の状況については、GRIガイドラインのパートCでは、次の項目が対応します。

**2.22 報告書利用者が、個別施設の情報も含め、組織の活動の経済・環境・社会的側面に関する追加情報報告書を入手できる方法(可能な場合には)。**

また、環境ラベル等による情報開示は、GRIガイドラインでは社会的な側面の開示も含めて、以下のパフォーマンス指標が触れています。

**PR6(任意) 報告組織が使用することを許されたかもしくは受け入れた、社会的、環境的責任に関する自主規範の遵守、製品ラベル、あるいは受賞。**

GRIガイドラインはさらに、環境コミュニケーションの分野を超えた利害関係者の参画への取組を、以下の項目において報告するよう示しています。

**3.9 主要ステークホルダーの定義及び選出の根拠。**

**3.10 ステークホルダーとの協議の手法。協議の種類別ごとに、またステークホルダーのグループごとに協議頻度に換算して報告。**

**3.11 ステークホルダーとの協議から生じた情報の種類。**

**3.12 ステークホルダーの参画からもたらされる情報の活用状況。**

環境報告書ガイドラインでは上記の項目に加え、環境関連展示会等への出展や環境関連広告・宣伝の状況についても、記載することが望ましいとしています。

### **環境に関する規制の遵守状況**

環境報告書ガイドラインは、環境関連規制の遵守状況や遵守のための体制、違反・罰金・自己・苦情等の状況を記載することを求めています。GRIガイドラインのパートCでは、次の項目がこれに対応します。

**EN16(必須) 環境に関する国際的な宣言 / 協定 / 条約、全国レベルの規制、地方レベルの規制、地域の規制の違反に対する付帯義務と罰金。**

GRIガイドラインはさらに社会的パフォーマンス指標の中で、環境のみならず、製品・サービスの安全衛生、製品情報・品質表示、広告・販売、プライバシー尊重に関する規制の遵守状況や遵守のための体制についても、以下のような項目の報告を提示しています。

< 顧客の安全衛生 >

**PR4(任意) 顧客の安全衛生に関する規制への不適合、及びこれらの違反に課された処罰・罰金の件数と類型。**

**PR5(任意) 製品とサービスの安全衛生を監督、規制する所轄機関、及び同種の公的機関に報告されている苦情件数。**

**PR6(任意)** 報告組織が使用することを許されたかもしくは受け入れた、社会的、環境的責任に関する自主規範の遵守、製品ラベル、あるいは受賞。

<製品とサービス>

**PR2(必須)** 商品情報と品質表示に関する組織の方針、手順/マネジメントシステム、遵守システムの記述。

**PR7(任意)** 製品情報と品質表示に関する規制への不適合の件数と類型(これらの違反に課された処罰・罰金を含む)。

**PR8(任意)** 顧客満足度に関する組織の方針、手順/マネジメントシステム、遵守システム(顧客満足度調査の結果を含む)の記述。

<広告>

**PR9(任意)** 広告に関する規準や自主規範の遵守システムに関する方針、手順・マネジメントの記述。

**PR10(任意)** 広告、マーケティングに関する法律違反の件数と類型。

<プライバシーの尊重>

**PR3(必須)** 消費者のプライバシー保護に関する、方針、手順/マネジメントシステム、遵守システムの記述。

**PR11(任意)** 消費者のプライバシー侵害に関して正当な根拠のある苦情件数。

## 環境に関する社会貢献活動の状況

環境報告書ガイドラインは、環境保全に関して事業者や従業員が自主的に実施する社会貢献活動について、報告書に記載することを推奨しています。GRIガイドラインのパートCでは、経済的パフォーマンス指標の中で、環境のみならず幅広い分野で地域社会や市民団体への貢献を以下のように扱っています。

**EC10(必須)** 地域社会、市民団体、その他団体への寄付。金銭と物品別に分けた寄付先団体タイプごとの寄付額の内訳。

環境報告書ガイドラインはこの記載項目の中に、生物多様性の保全や自然保護等に対する取組、とくに生物多様性の高い地域に所有・管理している土地等の状況、事業活動に伴う生物多様性への主な影響等を記載することを含めています。GRIガイドラインでは生物多様性に関して、以下の指標における情報開示を提示しています。

**EN6(必須)** 生物多様性の高い地域に所有、賃借、管理している土地の所在と面積。

**EN7(必須)** 陸上、淡水域、海洋において報告組織が行う活動や提供する製品とサービ

スによって発生する生物多様性への主な影響の内容。

EN23(任意) 生産活動や採掘のために所有、賃借、管理している土地の全量。

EN24(任意) 購入または賃借した土地のうち、不透水性の地表面の割合。

EN25(任意) 事業活動と操業による、自然保護区や脆弱な生態系地域への影響。

EN26(任意) 事業活動と操業に起因する、自然生息地の改変内容、及び生息地が保護または復元された割合。

EN27(任意) 生態系が劣化した地域における、原生の生態系とそこに生息する種の保護と回復のための方針、プログラム及び目標。

EN28(任意) 操業によって影響を受ける地域に生息する、IUCN絶滅危惧種の数。

EN29(任意) 保護地域あるいは脆弱な生態系からなる地域とその周辺において、進行中または計画中の事業。

#### (4) 事業活動に伴う環境負荷及びその低減に向けた取組の状況

##### 総エネルギー投入量及びその低減対策

環境報告書ガイドラインは、総エネルギー投入量及び内訳と、その低減対策、エネルギー生産性を記載することを求めています。GRIガイドラインのパートCでは、以下の項目でエネルギー投入量、低減対策、エネルギー生産性について対応していません。

EN3(必須) 直接的エネルギー使用量。

EN17(任意) 再生可能なエネルギー源の使用、及びエネルギー効率の向上に関する取組。

GRIガイドラインでは、報告組織が直接使うエネルギー(電気・熱等エネルギー製品を供給する組織の場合は、その生産と他組織への配送を含む)以外に、組織の上流・下流を含む間接的なエネルギー使用についても、以下の項目での情報開示を提示しています。

EN4(必須) 間接的エネルギー使用量。

報告組織が購入するエネルギー製品を生産しデリバリーするために使われた全エネルギー(電気、熱等)。

EN18(任意) 主要な製品のエネルギー消費量フットプリント(製品が耐用年数中に必要とするエネルギーの年率)。

**EN19(任意) 他の間接的(上流/下流)なエネルギーの使用とその意味合い、業務上の移動、製品のライフサイクルマネジメント、エネルギー集約型原材料の使用等。**

「直接」「間接」の定義や、ジュール(J)への各国別換算指数、各指標の算定・記述方法等は、「GRIエネルギー・プロトコル」<sup>17</sup>に規定されています。

### **総物質投入量及びその低減対策**

環境報告書ガイドラインは、総物質投入量及び内訳と、その低減対策、資源生産性、循環利用率を記載することを求めています。GRIガイドラインのパートCでは以下の項目において、総物質投入量や内訳、循環利用率について対応しています。

**EN1(必須) 水の使用量を除いた、原材料の種類別総物質使用量。**

**EN2(必須) 外部から報告組織に持ち込まれた廃棄物(処理、未処理を問わず)が、製品作りの原材料として使用された割合。**

GRIガイドラインは低減対策や資源生産性について触れていませんが、環境報告書ガイドラインに示されたガイダンスに従って記載することが望まれます。

### **水資源投入量及びその低減対策**

環境報告書ガイドラインは、水資源投入量及び内訳と、その低減対策を記載することを求めています。GRIガイドラインのパートCでは、次の項目が対応しています。

**EN5(必須) 水の総使用量。**

**EN21(任意) 水源からの年間利用可能な水量に占める、地下及び地上からの取水量。**

**EN22(任意) 水のリサイクル量及び再利用量の総量。**

GRIガイドラインではさらに、取水による水源や生態系への影響についても、以下のように報告するよう提示しています。

**EN20(任意) 報告組織の水の使用によって著しく影響を受ける水源とそれに関係する生態系/生息地。**

GRIガイドラインは、水使用量の低減対策について述べていませんが、環境報告書ガイドラインのガイダンスに従って報告することが望まれます。

---

<sup>17</sup> 「GRIエネルギー・プロトコル」に関しては、[www.globalreporting.org/guidelines/protocols.asp](http://www.globalreporting.org/guidelines/protocols.asp) をご参照ください。

各指標の算定・記述方法等は、「GRI水プロトコル」<sup>18</sup>に規定されています。

### 温室効果ガス等の大気への排出量及びその低減対策

環境報告書ガイドラインは、温室効果ガス排出量(トン-CO<sub>2</sub>換算)、京都議定書対象6物質、大気汚染物質の排出量と低減・防止対策について、記載することを求めています。GRIガイドラインのパートCでは、これにオゾン層破壊物質の使用・排出量も含め、以下の項目が対応しています。CO<sub>2</sub>以外の温室効果ガスについては、種類別のトンとトン-CO<sub>2</sub>換算双方の記載を示しています。環境報告書ガイドラインは排出活動源別の内訳の記載を求めています。GRIガイドラインでは「温室効果ガス(GHG)プロトコル」<sup>19</sup>に従い、直接及び購入したエネルギーからの排出(EN8)と、報告組織の活動のために他組織から放出される排出(EN30)の2種類に分別して情報開示するよう提示しています。

**EN8(必須) 温室効果ガス排出量(CO<sub>2</sub>, CH<sub>4</sub>, N<sub>2</sub>O, HFCs, PFCs, SF<sub>6</sub>)。**

**EN9(必須) オゾン層破壊物質の使用量と排出量。**

**EN10(必須) NO<sub>x</sub>, SO<sub>x</sub>, その他重要な放出物(タイプ別)。**

**EN30(任意) その他の間接的な温室効果ガス排出量(CO<sub>2</sub>, CH<sub>4</sub>, N<sub>2</sub>O, HFCs, PFCs, SF<sub>6</sub>)。**

GRIガイドラインは、温室効果ガス及び大気汚染物質の低減・防止対策について述べていませんが、環境報告書ガイドラインのガイダンスに従って報告することが望まれます。

### 化学物質の排出量・移動量及びその管理の状況

環境報告書ガイドラインは、様々な法律の適用を受ける化学物質及び事業者が自主的に管理対象としている化学物質の、排出・移動量と管理状況を記載するよう求めています。GRIガイドラインのパートCでは、次の項目がこれに対応しています。

**EN13(必須) 化学物質、石油及び燃料の重大な漏出について、全件数と漏出量。**

**EN31(任意) パーゼル条約付属文書 , , 及び で「有害」とされるすべての廃棄物**

<sup>18</sup> 「GRI水プロトコル」に関しては、[www.globalreporting.org/guidelines/protocols.asp](http://www.globalreporting.org/guidelines/protocols.asp) をご参照ください。

<sup>19</sup> 「温室効果ガス(GHG)プロトコル」は、世界資源研究所(WRI)と持続可能な発展のための世界経済人会議(WBCSD)が開発した、温室効果ガス算定・報告に関する国際基準です。詳しくは、[www.ghgprotocol.org](http://www.ghgprotocol.org) をご参照ください。

の生産、輸送、輸入あるいは輸出。

EN31 で対象となる化学物質と、化学物質排出把握管理促進法 (P R T R法) 等国内法が対象としている化学物質の種類が必ずしも一致するわけではありませんが、報告組織の置かれた状況に合わせ、国内・海外双方の規制や基準を勘案した情報開示が望まれます。

さらに環境報告書ガイドラインでは、大気汚染防止法の有害大気汚染物質のうち指定物質 (ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン) の排出濃度、土壌・地下水・底質汚染の状況についても、この項目で記載が望ましいとしていますが、GRIガイドラインでは以下の項目が対応しています。

EN10(必須) NO<sub>x</sub>、SO<sub>x</sub>、その他重要な放出物(タイプ別)。

EN32(任意) 報告組織からの排水と流出によって重大な影響を受ける、水源とそれに関係する生態系 / 生息地。

### 総製品生産量又は総商品販売量

環境報告書ガイドラインは、総製品生産量または総商品販売量、環境ラベル認定等製品の生産量または販売量、容器包装使用量、製品・容器包装の回収量の記載を求めています。総製品生産量または総商品販売量について、GRIガイドラインのパートCでは次の項目が対応しています。

#### 2.8 組織規模

- 提供している製造製品 / サービス (数量または分量)

総製品生産量または総商品販売量のデータは、労働・資源生産性や環境効率等の比率の算定に重要です。環境報告書ガイドラインでは合計をトン単位で記載するよう求めています。比率を適切に割り出すことができるようなデータの提供が欠かせません。

環境ラベル認定等製品に関しては、GRIガイドラインでは以下の項目で触れていますが、生産量・販売量に関する記載はとくに求めています。

PR6(任意) 報告組織が使用することを許されたかもしくは受け入れた、社会的、環境的責任に関する自主規範の遵守、製品ラベル、あるいは受賞。

製品及び容器包装の回収量に関しては、GRIガイドラインでは次の項目が対応しています。環境報告書ガイドラインでは回収量をトンで記載するよう求めています。GRIガイドラインは再生利用比率での表記を提示しています。容器包装の使用量につい

ては、GRIガイドラインはとくに言及していません。

**EN15(必須) 製品使用後に再生利用可能として販売された製品の重量比、及び実際に再生利用された比率。**

### **廃棄物等総排出量、廃棄物最終処分量及びその低減対策**

環境報告書ガイドラインは、廃棄物等排出量及び処理方法の内訳、廃棄物最終処分量及びその低減対策を記載するよう求めています。GRIガイドラインのパートCでは、廃棄物排出量、最終処分量、処理方法の内訳については、以下の項目が対応しています。

**EN11(必須) 種類別と処理方法別の廃棄物総量。**

**EN31(任意) パーゼル条約付属文書、及びで「有害」とされるすべての廃棄物の生産、輸送、輸入あるいは輸出。**

GRIガイドラインは、「スチュワードシップの取組には、製造、使用及び最終処理にともなう負の影響を最小化するための製品設計改良の取組が含まれる」としており、廃棄物の低減対策は次の項目に一部含まれているといえます。

**3.16 上流及び下流部門での影響を管理するための方針とシステム。以下のものを含む。**

- 外部委託(アウトソーシング)と供給業者の環境・社会的パフォーマンスにかかわる、サプライチェーンマネジメント方針。
- 製品・サービス責任(スチュワードシップ)についての取組

環境報告書ガイドラインはさらに、廃棄物の排出を巡る拡大生産者責任への対応を記載するようにも求めています。GRIガイドラインでは社会的パフォーマンス指標にある次の項目が対応しています。

**PR1(必須) 製品・サービスの使用における顧客の安全衛生の保護に関する方針、この方針が明白に述べられ適用されている範囲、またこの問題を扱うための手順/プログラム(監視システムとその結果を含む)の記述。**

環境報告書ガイドラインは上記に加え、事業者内部で再使用もしくは再生利用、熱回収された循環資源の量についても記載が望ましいとしています。GRIガイドラインでは報告組織内部の資源循環についてはとくに言及していません。

## 21 総排水量及びその低減対策

環境報告書ガイドラインは、総排水量、排出先ごとの排水量と水質、その低減対策について記載するよう求めています。GRIガイドラインのパートCでは、次の項目が排水量について対応しています。

**EN12(必須) 種類別の主要な排水。**

GRIガイドラインではさらに、排水による水源や生態系への影響についても、以下のように報告するよう提示しています。排出量の算定や水質・影響の測定、記述方法については、「GRI水プロトコル」<sup>20</sup>に規定されています。

**EN32(任意) 報告組織からの排水と流出によって重大な影響を受ける、水源とそれに関係する生態系 / 生息地。**

GRIガイドラインは排水による環境影響の低減対策について触れていませんが、環境報告書ガイドラインに示されたガイダンスに従って記載することが望まれます。

## 22 輸送に係る環境負荷の状況及びその低減対策

環境報告書ガイドラインは、製品・サービス、廃棄物等を搬出するための輸送または旅客輸送に伴う環境負荷と、その低減対策を記載するよう求めています。GRIガイドラインのパートCでは、次の項目が輸送に伴う環境負荷について対応しています。

**EN34(任意) 物流を目的とした輸送に関する重要な環境影響。**

また環境報告書ガイドラインは、輸送に伴うCO<sub>2</sub>の排出量をこの記載項目で開示するよう求めています。GRIガイドラインでは以下の項目に含まれています。<sup>21</sup>

**EN30(任意) その他の間接的な温室効果ガス排出量(CO<sub>2</sub>, CH<sub>4</sub>, N<sub>2</sub>O, HFCs, PFCs, SF<sub>6</sub>)。**

GRIガイドラインは輸送に伴う環境負荷及びCO<sub>2</sub>の低減対策について触れていませんが、環境報告書ガイドラインに示されたガイダンスに従って記載することが望まれます。

---

<sup>20</sup> 「GRI水プロトコル」に関しては、[www.globalreporting.org/guidelines/protocols.asp](http://www.globalreporting.org/guidelines/protocols.asp) をご参照ください。

<sup>21</sup> 物流や旅客輸送に伴うCO<sub>2</sub>の排出量の算定については、「温室効果ガス(GHG)プロトコル」[www.ghgprotocol.org](http://www.ghgprotocol.org) をご参照ください。

## 23 グリーン購入の状況及びその推進方策

環境報告書ガイドラインは、環境負荷低減に資する製品・サービス等の優先的購入、いわゆる「グリーン購入・調達」の方針・状況・実績等について記載することを求めています。GRIガイドラインのパートCでは、次の項目がこれに対応します。

**EN19(任意) 他の間接的(上流/下流)なエネルギーの使用とその意味合い、業務上の移動、製品のライフサイクルマネジメント、エネルギー集約型原材料の使用等。**

GRIガイドラインでは、原材料以外の製品・サービス等の購入・調達については触れておらず、環境報告書ガイドラインに示されたガイダンスに従って記載することが望まれます。

## 24 製品・サービスのライフサイクルでの環境負荷の状況及びその低減対策

環境報告書ガイドラインは、製品・サービスのライフサイクルを通じた環境負荷とその低減対策、ならびに環境負荷低減に資する製品・サービスの生産・販売等について、記載するよう求めています。GRIガイドラインのパートCでは以下の項目で、製品・サービスの総合的環境負荷とその低減対策について対応しています。

**EN14(必須) 主要製品及びサービスの主な環境影響。**

**EN17(任意) 再生可能なエネルギー源の使用、及びエネルギー効率の向上に関する取組。**

**EN18(任意) 主要な製品のエネルギー消費量フットプリント(製品が耐用年数中に必要とするエネルギーの年率)。**

**EN19(任意) 他の間接的(上流/下流)なエネルギーの使用とその意味合い、業務上の移動、製品のライフサイクルマネジメント、エネルギー集約型原材料の使用等。**

環境負荷低減に資する製品・サービスに関しては、GRIガイドラインでは以下の項目で触れています。これらの製品数、生産・販売量に関する記載はとくに求めていませんので、環境報告書ガイドラインのガイダンスに従って記載することが望まれます。

**PR6(任意) 報告組織が使用することを許されたかもしくは受け入れた、社会的、環境的責任に関する自主規範の遵守、製品ラベル、あるいは受賞。**

環境報告書ガイドラインは、製品群ごとの再使用・再生利用可能部分の比率、製品や容器包装の回収量、再使用・再生利用の量と比率についても記載が望ましいとして

います。GRIガイドラインはこれに関し、以下の指標で再使用・再生可能部分の比率ならびに利用実績比率の報告を提示しています。

**EN15(必須) 製品使用後に再生利用可能として販売された製品の重量比、及び実際に再生利用された比率。**

## (5) 社会的取組の状況

### 25 社会的取組の状況

近年、事業者の社会的側面についても情報開示を行う流れが強まっていることを受け、環境報告書ガイドラインは 2003 年度の改訂で、社会的取組に関する項目を新設しました。同ガイドラインは社会的側面の記載項目はまだ発展途上にあるとして、発行済みの報告書に扱われている代表的情報や、法律等で開示が求められている情報、今後記載が重要になると考えられる情報を例示的に列挙しています。これら記載することが望ましい情報は、労働安全衛生、人権・雇用、地域文化の尊重・保護、環境関連以外の情報開示、消費者保護・製品安全、政治・倫理、個人情報保護、の7分野に分類されています。

GRIガイドラインは社会的側面を、労働慣行と公正な労働条件、人権、社会、製品責任の4分野に分類し、具体的な報告内容を必須(コア)24、任意 25 の計 49 指標に提示しています。この4分野は、環境報告書ガイドラインの7分野を全般的に網羅しています。<sup>22</sup>

社会的側面は環境的側面に比べ、国や地域によって、利害関係者の関心やテーマの軽重に差が見られます。環境報告書ガイドラインは、主に国内の制度や規制に見合った社会的情報を例示しています。GRIガイドラインが提示している指標は、多様な社会的課題の中で、国際的に共通して報告組織や利害関係者に重要な要素を盛り込んでいます。社会的側面について報告しようとする組織は、それぞれの状況や利害関係者の関心に合わせ、両ガイドラインに示された情報から報告の重要性を判断することが期待されます。国外で操業・販売しているか、もしくは原材料・部品等を国外から調達している事業者は、とくにGRIガイドラインの指標を参照し、国外の利害関係者の関心にも応える努力が望まれます。

---

<sup>22</sup> ここでは、社会的パフォーマンス指標の列挙は割愛させていただきます。GRIガイドライン日本語版をご覧ください。



環境報告書ガイドラインは、記載することが重要と考えられる項目 5 分野 25 項目について、報告書に実際に記載した項目(掲載ページを含む)との対照表を添付し、記載しなかった項目についてはその理由を記載するのが望ましいとしています。

環境報告書ガイドラインは対照表の具体例は挙げておらず、したがって両ガイドラインを併用する際にどのような表を作成するのが望ましいのか、サンプルを提供することはできません。両ガイドラインの対照表を別々に作る方法も、一つにまとめてしまう方法もあるでしょう。大切なのは、特定の記載項目や指標について掲載箇所が明確に示され、報告書の読み手が即座に欲しい情報を引き出すことができるように対照表を作成することです。また、報告書に記載されていない項目・指標に関しても、透明性を確保し読者の理解を助けるために、省略を明示し、その理由について説明することが望まれます。

## 6. 今後の両ガイドラインの展開

環境報告書ガイドラインは、環境報告書を作成する全ての事業者を対象としていますが、特に上場企業やそれに対応する大規模事業者(従業員 500 人程度以上)にあつては、このガイドラインに示した項目や情報を盛り込んだ環境報告書を作成することが期待されます。また、環境報告書の作成を始めたばかりの事業者や中小事業者(工場等のサイト単位を含む)にあつては、このガイドラインを参考に、可能なところから、可能な範囲で段階的に取り組んでいただければ良いと考えています。

また、環境省では中小事業者向けに、エコアクション21(環境活動評価プログラム)を策定しており、その中で「環境活動レポート」の作成と公表をする仕組みを構築しています。

一方、「GRIサステナビリティ・リポーティング・ガイドライン 2002」に対する改訂が2005年初頭より始まり、06年前半に第3版が発行される予定です。経済・社会性指標の精緻化に加え、ガイドラインのオンライン化、タクソミー(標準用語セット)の開発、教育ツールやトレーニングの提供等を通じて、非財務報告に関する包括的プラットフォームとして衣替えを図り、機関投資家や格付機関等が報告書を活用する際の利便性向上を目指しています。<sup>23</sup> 長期的には、GRIガイドラインに基づいた持続可能性報告書が、財務報告書並みに企業や団体の評価ツールとして一般化することを目標にしています。

今後とも、環境省とGRIでは相互に協力関係を深め、ガイドライン改訂や関連文書の作成において、日本からの積極的な参加を促進してまいります。

---

<sup>23</sup> GRIガイドライン第3版の作成状況については、GRIウェブサイト[www.globalreporting.org/G3](http://www.globalreporting.org/G3)をご参照ください。

## 7. 環境省・GRI対照クイックリファレンス

### 環境報告書ガイドライン GRIガイドライン

#### 一般的報告原則

環境省ガイドライン 一般的報告原則	GRIガイドライン パートB(報告原則)
(1～5を包括)	透明性
1 目的適合性	適合性 包含性 タイミングの適切性
2 信頼性	正確性 適合性 持続可能性の状況 網羅性 中立性
3 理解容易性	明瞭性
4 比較容易性	比較可能性
5 検証可能性	監査可能性

#### 報告に当たっての基本的要件

環境報告書ガイドライン	GRIガイドライン	
	パートB(報告原則)	パートC(報告書の内容)
報告に当たっての 基本的要件		
1 対象組織の明確化	「網羅性」原則 - 報告組織の範囲	2.13 報告組織・報告内容の範囲 2.14 重大な組織変更 2.15 比較に影響する基礎的事柄 2.16 再報告の性質・効果・理由
2 対象期間の明確化	「網羅性」原則 - 報告期間の範囲	2.11 記載情報の報告期間 2.12 前回の報告書発行日
3 対象分野の明確化	「網羅性」原則 - 報告内容の範囲	2.13 報告組織・報告内容の範囲 4.1 GRIガイドライン対照表

## 報告書の記載項目と情報

\* 斜体で示したGRIパフォーマンス指標は、任意指標。

環境報告書ガイドライン 記載項目と情報	GRIガイドライン パートC (報告書の内容)	備考
<b>(1) 基本的項目</b>		
経営責任者の緒言	<b>1.1</b> 組織のビジョンと戦略 <b>1.2</b> 最高経営責任者の声明	
報告に当たっての基本的要件	<b>2.10</b> 報告書に関する問い合わせ先 <b>2.11</b> 記載情報の報告期間 <b>2.12</b> 前回の報告書発行日 <b>2.13</b> 報告組織・報告内容の範囲 <b>2.22</b> 追加情報の入手方法	
事業の概況	<b>2.1</b> 報告組織の名称 <b>2.2</b> 主な製品・サービス <b>2.3</b> 報告組織の事業構造 <b>2.4</b> 主要部門・子会社・系列企業 <b>2.5</b> 事業所の所在国名 <b>2.6</b> 企業の法的形態 <b>2.7</b> 対象市場の特質 <b>2.8</b> 組織規模 <b>2.9</b> ステークホルダーのリスト <b>2.14</b> 重大な組織変更 <b>2.15</b> 比較に影響する基礎的事柄 <b>2.16</b> 再報告の性質・効果・理由	
<b>(2) 事業活動における環境配慮の方針・目標・実績等の総括</b>		
事業活動における環境配慮の方針	<b>3.3</b> 取締役選任プロセス <b>3.4</b> 取締役会の監督プロセス <b>3.5</b> 役員報酬と目的達成度の相関 <b>3.6</b> 方針に責任を持つ組織構造と主務者 <b>3.7</b> 価値声明、行動規範・原則、方針	GRIガイドラインは、統括的な方針のみならず、個別課題に関する方針を側面ごとに記載するよう求めている。

環境報告書ガイドライン 記載項目と情報	GRIガイドライン パートC (報告書の内容)	備考
事業活動における環境配慮の方針(続き)	<b>3.13</b> 予防的アプローチ・予防原則 <b>3.14</b> 参加・支持する憲章・原則・提唱 <b>3.15</b> 業界団体・提言団体への参加 <b>3.16</b> 上・下流の影響管理方針・システム <b>3.17</b> 間接影響管理への取組	
事業活動における環境配慮の取組に関する目標、計画及び実績等の総括	<b>3.19</b> パフォーマンスに関わるプログラム・手順	GRIガイドラインは、中長期の目標や実績の推移等に関する記載を求めている。
事業活動のマテリアルバランス	~ 21、24 に対応する指標 <b>EN19</b> 他の間接的なエネルギー使用 <b>EN30</b> 間接的な温室効果ガス排出量 <b>EN34</b> 輸送に関する環境影響	GRIガイドラインは、インプット・アウトプットに関する情報をマテリアルバランスとして統括することは求めている。
環境会計情報の総括	<b>2.18</b> 費用対効果の算出基準・定義 <b>EN35</b> 環境に対する総支出	環境会計については、「環境会計ガイドライン(2002年版)」を参照のこと。
<b>(3) 環境マネジメントの状況</b>		
環境マネジメントシステムの状況	<b>3.4</b> 取締役会の監督プロセス <b>3.5</b> 役員報酬と目的達成度の相関 <b>3.6</b> 方針に責任を持つ組織構造と主務者 <b>3.13</b> 予防的アプローチ・予防原則 <b>3.19</b> パフォーマンスに関わるプログラムと手順 <b>3.20</b> マネジメントシステムの認証状況 <b>LA14</b> ILO労働安全衛生ガイドラインの遵守状況 <b>PR2</b> 商品情報に関する方針・システム <b>PR8</b> 顧客満足度に関する方針・システム	GRIガイドラインは、労働安全衛生、製品情報、顧客満足度に関するマネジメントシステムも扱っている。
環境に配慮したサプライチェーンマネジメント等の状況	<b>3.16</b> 上・下流の影響管理方針・システム <b>EN33</b> 3.16 に対応する供給業者のパフォーマンス <b>HR2</b> 投資・調達への人権配慮 <b>HR3</b> サプライチェーンの人権パフォーマンス評価	GRIガイドラインは、人権に配慮したサプライチェーンマネジメントも扱っている。

環境報告書ガイドライン 記載項目と情報	GRIガイドライン パートC (報告書の内容)	備考
環境に配慮した新技術等の研究開発の状況	3.16 上・下流の影響管理方針・システム	
環境情報開示、環境コミュニケーションの状況	2.22 追加情報の入手方法 3.9 ステークホルダーの定義・選出根拠 3.10 ステークホルダーとの協議手法 3.11 協議から生じた情報 3.12 参画からもたらされる情報の活用状況 PR6 自主規範、製品ラベル、受賞	GRIガイドラインは、環境コミュニケーションの分野を超えた利害関係者の参画への取組について扱っている。
環境に関する規制遵守の状況	EN16 宣言・条約・規制に対する違反と罰金 PR2 商品情報に関する方針・システム PR3 プライバシー保護の方針・システム PR4 顧客安全衛生に関する規制違反 PR5 製品安全衛生に関する苦情件数 PR6 自主規範、製品ラベル、受賞 PR7 製品情報に関する規制不適合件数 PR8 顧客満足度に関する方針・システム PR9 広告に関する規準・自主規範 PR10 広告に関する規制違反 PR11 プライバシー侵害への苦情件数	GRIガイドラインは環境のみならず、製品安全衛生、製品情報、広告、プライバシーに関する規制の遵守状況・体制についても扱っている。
環境に関する社会貢献活動の状況	EC10 地域社会・市民団体への寄付 EN6 生物多様性の高い土地の所在 EN7 製品による生物多様性への影響 EN23 生産活動のための土地 EN24 不透水性の地表面の割合 EN25 事業による脆弱生態系への影響 EN26 事業による自然生息地の改変・復元 EN27 原生生態系保護・回復の方針・プログラム EN28 影響地域の絶滅危惧種 EN29 脆弱生態系地域で進行・計画中の事業	GRIガイドラインは環境のみならず、地域社会や市民団体への貢献を幅広く扱っている。

環境報告書ガイドライン 記載項目と情報	GRIガイドライン パートC (報告書の内容)	備考
<b>(4) 事業活動に伴う環境負荷及びその低減に向けた取組の状況</b>		
総エネルギー投入量 及びその低減対策	<b>EN3</b> 直接的エネルギー使用量 <b>EN4</b> 間接的エネルギー使用量 <b>EN17</b> 再生可能エネルギーの使用 <b>EN18</b> 主要製品のエネルギー消費量 <b>EN19</b> 他の間接的なエネルギー使用	GRIガイドラインは、間接的なエネルギー使用についても扱っている。算定・記述方法は「GRIエネルギー・プロトコル」を参照のこと。
総物質投入量及びその低減対策	<b>EN1</b> 種類別総物質使用量 <b>EN2</b> 原材料への外部廃棄物使用	
水資源投入量及びその低減対策	<b>EN5</b> 水の総使用量 <b>EN20</b> 取水による水源・生態系への影響 <b>EN21</b> 年間利用可能量に占める取水量 <b>EN22</b> 水の再利用量	GRIガイドラインは、取水による水源・生態系への影響についても扱っている。算定・記述方法は「GRI水プロトコル」を参照のこと。
温室効果ガス等の大気への排出量及びその低減対策	<b>EN8</b> 温室効果ガス排出量 <b>EN9</b> オゾン層破壊物質の使用・排出量 <b>EN10</b> NOx、SOx 等の放出 <b>EN30</b> 間接的な温室効果ガス排出量	排出活動源の分類は「GHGプロトコル」を参照のこと。
化学物質の排出量・移動量及びその管理の状況	<b>EN10</b> NOx、SOx 等の放出 <b>EN13</b> 化学物質の漏出件数・量 <b>EN31</b> 有害廃棄物の生産・輸送・輸出入 <b>EN32</b> 排水による水源・生態系への影響	
総製品生産量又は販売量	<b>2.8</b> 組織規模 <b>EN15</b> 再生利用製品の比率、再生利用率 <b>PR6</b> 自主規範、製品ラベル、受賞	
廃棄物等総排出量、廃棄物最終処分量及びその低減対策	<b>3.16</b> 上・下流の影響管理方針・システム <b>EN11</b> 種類・処理方法別の廃棄物総量 <b>EN31</b> 有害廃棄物の生産・輸送・輸出入 <b>PR1</b> 顧客安全衛生の方針・適用範囲	
21 総排水量及びその低減対策	<b>EN12</b> 種類別の排水 <b>EN32</b> 排水による水源・生態系への影響	GRIガイドラインは、排水による水源・生態系への影響についても扱っている。算定・記述方法は「GRI水プロトコル」を参照のこと。
22 輸送に係る環境負荷の状況及びその低減対策	<b>EN30</b> 間接的な温室効果ガス排出量 <b>EN34</b> 輸送に関する環境影響	

環境報告書ガイドライン 記載項目と情報	GRIガイドライン パートC (報告書の内容)	備考
23 グリーン購入の状況 及びその推進方策	<b>EN19</b> 他の間接的なエネルギー使用	
24 環境負荷の低減に資 する商品、サービスの状 況	<b>EN14</b> 主要製品の環境影響 <b>EN15</b> 再生利用製品の比率、再生利用率 <b>EN17</b> 再生可能エネルギーの使用 <b>EN18</b> 主要製品のエネルギー消費量 <b>EN19</b> 他の間接的なエネルギー使用 <b>PR6</b> 自主規範、製品ラベル、受賞	
25 社会的取組の状況	<b>社会性パフォーマンス指標</b> (49指標)	報告組織の状況や利害関係者の関心に合わせ、両ガイドラインに示された情報から報告の重要性を判断すること。

**GRIガイドライン 環境報告書ガイドライン**

**パートB: 報告原則**

GRIガイドライン	環境省ガイドライン	
パートB (報告原則)	一般的報告原則	報告にあたっての基本的要件
透明性 (他のすべての原則に織り込まれている)	1 目的適合性 2 信頼性 3 理解容易性 4 比較容易性 5 検証可能性	
包含性 (他のすべての原則に織り込まれている)	1 目的適合性	
監査可能性	5 検証可能性	
網羅性	2 信頼性	1 対象組織の明確化 2 対象期間の明確化 3 対象分野の明確化
適合性	1 目的適合性	
持続可能性の状況	2 信頼性	
正確性	2 信頼性	
中立性	2 信頼性	
比較可能性	4 比較容易性	
明瞭性	3 理解容易性	
タイミングの適切性	1 目的適合性	

**パートC: 報告書の内容**

\* GRIガイドラインの項目に直接対応しないものの、関連性が強い環境報告書ガイドラインの記載項目を斜体で示した。斜体で示したGRIパフォーマンス指標は、任意指標。

GRIガイドライン パートC (報告書の内容)	環境報告書ガイドライン 記載項目と情報	備考
<b>1 ビジョンと戦略</b>		
1.1 組織のビジョンと戦略	経営責任者の緒言	環境報告書ガイドラインは、環境経営の方針・取組、将来目標等を経営責任者自身が述べるよう求めている。
1.2 最高経営責任者の声明		

GRIガイドライン パートC (報告書の内容)	環境報告書ガイドライン 記載項目と情報	備考
<b>2 報告組織の概要</b>		
2.1 報告組織の名称	事業の概況	
2.2 主な製品・サービス		
2.3 報告組織の事業構造		
2.4 主要部門・子会社・系列企業		
2.5 事業所の所在国名		
2.6 企業の法的形態		
2.7 対象市場の特質		
2.8 組織規模	事業の概況 事業活動のマテリアルバランス 総製品生産量又は総商品販売 量	
2.9 ステークホルダーのリスト	事業の概況	
2.10 報告書に関する問い合わせ先	報告に当たっての基本的要件	環境報告書ガイドラインは、フィードバック手段の表記も求めている。
2.11 記載情報の報告期間	報告に当たっての基本的要件 2 対象期間の明確化	環境報告書ガイドラインは、報告書作成にあたって準拠・参考にした規準等の記載も求めている。
2.12 前回の報告書発行日		
2.13 報告組織・報告内容の範囲	報告に当たっての基本的要件 1 対象組織の明確化 2 対象期間の明確化	
2.14 重大な組織変更	事業の概況 1 対象組織の明確化	環境報告書ガイドラインは、事業者の沿革・環境配慮の取組の歴史等の概要に関する記載も推奨している。
2.15 比較に影響する基礎的事柄		
2.16 再報告の性質・効果・理由		
2.17 GRIの原則・プロトコル非適用の記述	該当なし	
2.18 費用対効果の算出基準・定義	環境会計情報の総括	
2.19 測定手法の変更	該当なし	

GRIガイドライン パートC (報告書の内容)	環境報告書ガイドライン 記載項目と情報	備考
2.20 正確性・網羅性・信頼性の増進・ 保証の方針・取組	該当なし	環境省は「環境報告書審査基準(案)」を公表、自主参加による第三者審査の仕組みの整備を目指している。環境配慮促進法では「特定事業者」に対し、自己評価もしくは第三者審査による信頼性向上への努力を求めている。
2.21 第三者保証の方針・取組		
2.22 追加情報の入手方法	報告に当たっての基本的要件 環境情報開示、環境コミュニケーションの状況	
<b>3 統治構造とマネジメントシステム</b>		
3.1 組織の統治構造	該当なし	
3.2 独立した取締役の割合		
3.3 取締役選任プロセス	事業活動における環境配慮の方針	
3.4 取締役会の監督プロセス	事業活動における環境配慮の方針 環境マネジメントの状況	
3.5 役員報酬と目的達成度の相関		
3.6 方針に責任を持つ組織構造と主務者		
3.7 価値声明、行動規範・原則、方針	事業活動における環境配慮の方針	
3.8 株主勧告・指導のメカニズム	該当なし	
3.9 ステークホルダーの定義・選出根拠	環境情報開示、環境コミュニケーションの状況	環境報告書ガイドラインは、環境関連イベントへの参加、関連広告・宣伝の状況についても記載も推奨している。
3.10 ステークホルダーとの協議手法		
3.11 協議から生じた情報		
3.12 参画からもたらされる情報の活用状況		
3.13 予防的アプローチ・予防原則	事業活動における環境配慮の方針 環境マネジメントの状況	
3.14 参加・支持する憲章・原則・提唱	事業活動における環境配慮の方針	
3.15 業界団体・提言団体への参加		

GRIガイドライン パートC (報告書の内容)	環境報告書ガイドライン 記載項目と情報	備考
3.16 上・下流の影響管理方針・システム	事業活動における環境配慮の方針 事業活動のマテリアルバランス 環境に配慮したサプライチェーンマネジメント等の状況 環境に配慮した新技術等の研究開発の状況 廃棄物等総排出量、廃棄物最終処分量及びその低減対策	
3.17 間接影響管理への取組	事業活動における環境配慮の方針	
3.18 所在地・事業変更に関する決定	該当なし	
3.19 パフォーマンスに関わるプログラムと手順	事業活動における環境配慮の取組に関する目標、計画及び実績等の総括 環境マネジメントの状況	環境報告書ガイドラインは、環境配慮の取組に関する長期目標とそれに対応する計画の記載も推奨している。
3.20 マネジメントシステムの認証状況	環境マネジメントの状況	
<b>4 GRIガイドライン対照表</b>		
4.1 GRIガイドライン対照表	※ 対象分野の明確化	
<b>5 パフォーマンス指標</b>		
<b>経済的パフォーマンス指標</b>		
<b>顧客</b>		
EC1 総売上	該当なし	
EC2 市場の地域別内訳		
<b>供給業者</b>		
EC3 調達品の総コスト	該当なし	
EC4 合意済み条件で支払われた契約の割合		
EC11 供給業者の組織・国別内訳		
<b>従業員</b>		
EC5 給与・給付金支払額の国・地域別内訳	該当なし	

GRIガイドライン パートC (報告書の内容)	環境報告書ガイドライン 記載項目と情報	備考
<b>投資家</b>		
<b>EC6</b> 投資家への配当	該当なし	
<b>EC7</b> 剰余金の増減		
<b>公共部門</b>		
<b>EC8</b> 支払い税額の国別内訳	該当なし	
<b>EC9</b> 補助金の国・地域別内訳		
<b>EC10</b> 地域社会・市民団体への寄付	環境に関する社会貢献活動の 状況	
<b>EC12</b> 主要事業以外のインフラ整備 への支出	該当なし	
<b>間接的な影響</b>		
<b>EC13</b> 間接的な経済影響	該当なし	
<b>環境パフォーマンス指標</b>		
<b>原材料</b>		
<b>EN1</b> 種類別総物質使用量	総物質投入量及びその低減対 策	環境報告書ガイドライン は、物質投入の低減対 策・資源生産性の記載も 求めている。
<b>EN2</b> 原材料への外部廃棄物使用	事業活動のマテリアルバランス 総物質投入量及びその低減対 策	
<b>エネルギー</b>		
<b>EN3</b> 直接的エネルギー使用量	事業活動のマテリアルバランス 総エネルギー投入量及びその 低減対策	
<b>EN4</b> 間接的エネルギー使用量	事業活動のマテリアルバランス 総エネルギー投入量及びその 低減対策	
<b>EN17</b> 再生可能エネルギーの使用	事業活動のマテリアルバランス 総エネルギー投入量及びその 低減対策 24 環境負荷の低減に資する商品、 サービスの状況	

GRIガイドライン パートC (報告書の内容)	環境報告書ガイドライン 記載項目と情報	備考
<b>EN18</b> 主要製品のエネルギー消費量	事業活動のマテリアルバランス 総エネルギー投入量及びその 低減対策 24 環境負荷の低減に資する商品、 サービスの状況	
<b>EN19</b> 他の間接的なエネルギー使用	事業活動のマテリアルバランス 総エネルギー投入量及びその 低減対策 23 グリーン購入の状況及びその推 進方策 24 環境負荷の低減に資する商品、 サービスの状況	環境報告書ガイドライン は、原材料以外の製品・ サービスのグリーン購 入・調達についても記載 を求めている。
<b>水</b>		
<b>EN5</b> 水の総使用量	事業活動のマテリアルバランス 水資源投入量及びその低減対 策	環境報告書ガイドライン は、水使用量の低減対 策の記載も求めている。
<b>EN20</b> 取水による水源・生態系への 影響	事業活動のマテリアルバランス 水資源投入量及びその低減対 策	
<b>EN21</b> 年間利用可能量に占める取水 量	事業活動のマテリアルバランス 水資源投入量及びその低減対 策	
<b>EN22</b> 水の再利用量		
<b>生物多様性</b>		
<b>EN6</b> 生物多様性の高い土地の所在	環境に関する社会貢献活動の 状況	
<b>EN7</b> 製品による生物多様性への影 響		
<b>EN23</b> 生産活動のための土地		
<b>EN24</b> 不透水性の地表面の割合		
<b>EN25</b> 事業による脆弱生態系への影 響		
<b>EN26</b> 事業による自然生息地の改 変・復元		
<b>EN27</b> 原生生態系保護・回復の方針・ プログラム		

GRIガイドライン パートC (報告書の内容)	環境報告書ガイドライン 記載項目と情報	備考
<b>EN28</b> 影響地域の絶滅危惧種	環境に関する社会貢献活動の 状況	
<b>EN29</b> 脆弱生態系地域で進行・計画 中の事業		
<b>放出物、排出物及び廃棄物</b>		
<b>EN8</b> 温室効果ガス排出量	事業活動のマテリアルバランス 温室効果ガス等の大気への排 出量及びその低減対策	環境報告書ガイドライン は、温室効果ガス・大気 汚染物質の低減・防止対 策の記載も求めている。
<b>EN9</b> オゾン層破壊物質の使用・排 出量		
<b>EN10</b> NO <sub>x</sub> 、SO <sub>x</sub> 等の放出	事業活動のマテリアルバランス 温室効果ガス等の大気への排 出量及びその低減対策 化学物質排出量・移動量及びそ の低減対策	
<b>EN11</b> 種類・処理方法別の廃棄物総 量	事業活動のマテリアルバランス 廃棄物等総排出量、廃棄物最 終処分量及びその低減対策	環境報告書ガイドライン は、事業者内部での循環 資源量についても記載を 推奨している。
<b>EN12</b> 種類別の排水	事業活動のマテリアルバランス <sup>21</sup> 総排出量及びその低減対策	環境報告書ガイドライン は、排水影響の低減対 策の記載も求めている。
<b>EN13</b> 化学物質の漏出件数・量	事業活動のマテリアルバランス 化学物質排出量・移動量及びそ の低減対策	
<b>EN30</b> 間接的な温室効果ガス排出量	事業活動のマテリアルバランス 温室効果ガス等の大気への排 出量及びその低減対策 <sup>22</sup> 輸送に係る環境負荷の状況及 びその低減対策	
<b>EN31</b> 有害廃棄物の生産・輸送・輸出 入	事業活動のマテリアルバランス 化学物質排出量・移動量及びそ の低減対策 廃棄物等総排出量、廃棄物最 終処分量及びその低減対策	

GRIガイドライン パートC (報告書の内容)	環境報告書ガイドライン 記載項目と情報	備考
<b>EN32</b> 排水による水源・生態系への影響	事業活動のマテリアルバランス 化学物質排出量・移動量及びその低減対策 21総排出量及びその低減対策	
<b>供給業者</b>		
<b>EN33</b> 3.16 に対応する供給業者のパフォーマンス	環境に配慮したサプライチェーンマネジメント等の状況	
<b>製品とサービス</b>		
<b>EN14</b> 主要製品の環境影響	事業活動のマテリアルバランス 24環境負荷の低減に資する商品、サービスの状況	
<b>EN15</b> 再生利用製品の比率、再生利用率	事業活動のマテリアルバランス 総製品生産量又は販売量 24環境負荷の低減に資する商品、サービスの状況	環境報告書ガイドラインは製品・容器包装の回収に関して、回収量(トン)での記載を求めている。容器包装の使用量についても記載を求めている。
<b>法の遵守</b>		
<b>EN16</b> 宣言・条約・規制に対する違反と罰金	環境に関する規制遵守の状況	
<b>輸送</b>		
<b>EN34</b> 輸送に関する環境影響	事業活動のマテリアルバランス 22輸送に係る環境負荷の状況及びその低減対策	環境報告書ガイドラインは、輸送に伴う環境負荷・CO <sub>2</sub> の低減対策の記載も求めている。
<b>その他全般</b>		
<b>EN35</b> 環境に対する総支出	環境会計情報の総括	環境報告書ガイドラインは、環境保全対策の費用対効果についても定量情報の開示を求めている。「環境会計ガイドライン(2002年版)」を参照のこと。

GRIガイドライン パートC(報告書の内容)	環境報告書ガイドライン 記載項目と情報	備考
<b>社会性パフォーマンス指標</b>		
<b>労働慣行と公正な労働条件</b>		
<b>雇用</b>		
LA1 労働力の内訳	25 社会的取組の状況	
LA2 雇用創出数・平均離職率		
LA12 従業員の福利厚生		
<b>労働/労使関係</b>		
LA3 従業員の労働組合等への加盟率	25 社会的取組の状況	
LA4 運営変更を巡る協議方針・手続き		
LA13 従業員の経営参画		
<b>安全衛生</b>		
LA5 労働災害・職業病の記録・通知慣行、ILO行動規範への適合性	25 社会的取組の状況	
LA6 合同安全衛生委員会の設置		
LA7 欠勤率、業務上の死亡者数		
LA8 HIV・エイズに関する方針・プログラム		
LA14 ILO労働安全衛生ガイドラインの遵守状況	環境マネジメントシステムの状況 25 社会的取組の状況	
LA15 安全衛生に関する労働組合との取り決め、対象従業員の割合	25 社会的取組の状況	
<b>教育研修</b>		
LA9 従業員の年平均研修時間数	25 社会的取組の状況	
LA16 従業員支援、退職後の生活に対処するためのプログラム		
LA17 技能管理・生涯学習の方針・プログラム		
<b>多様性と機会</b>		
LA10 機会均等に関する方針・プログラム、監視システムとその結果	25 社会的取組の状況	

GRIガイドライン パートC (報告書の内容)	環境報告書ガイドライン 記載項目と情報	備考
<b>LA11</b> 上級管理職・経営陣の構成	25 社会的取組の状況	
<b>人権</b>		
<b>方針とマネジメント</b>		
<b>HR1</b> 人権に関する方針・規準・手続き	25 社会的取組の状況	
<b>HR2</b> 投資・調達への人権配慮	環境に配慮したサプライチェーンマネジメント等の状況	
<b>HR3</b> サプライチェーンの人権パフォーマンス評価		
<b>HR8</b> 人権に関する従業員研究	25 社会的取組の状況	
<b>差別対策</b>		
<b>HR4</b> 差別撤廃のための方針・手続き・プログラム	25 社会的取組の状況	
<b>組合結成と団体交渉の自由</b>		
<b>HR5</b> 組合結成の自由に関する方針とその範囲、手続き・プログラム	25 社会的取組の状況	
<b>児童労働</b>		
<b>HR6</b> 児童労働撤廃のための方針とその範囲、手続き・プログラム	25 社会的取組の状況	
<b>強制・義務労働</b>		
<b>HR7</b> 強制・義務労働撤廃のための方針とその範囲、手続き・プログラム	25 社会的取組の状況	
<b>懲罰慣行</b>		
<b>HR9</b> 不服申し立てを巡る業務慣行	25 社会的取組の状況	
<b>HR10</b> 報復防止措置、秘密保持・苦情処理システム		
<b>保安慣行</b>		
<b>HR11</b> 保安担当職員への人権研修	25 社会的取組の状況	
<b>先住民の権利</b>		
<b>HR12</b> 先住民のニーズに取り組む方針・規準・手続き	25 社会的取組の状況	
<b>HR13</b> 地域苦情の処理制度・機関		
<b>HR14</b> 地域社会に再配分される収益の割合		

GRIガイドライン パートC (報告書の内容)	環境報告書ガイドライン 記載項目と情報	備考
<b>社会</b>		
<b>地域社会</b>		
<b>SO1</b> 地域への影響管理方針・手続き・プログラム	25 社会的取組の状況	
<b>SO4</b> 社会・倫理・環境パフォーマンスに関する表彰		
<b>贈収賄と汚職</b>		
<b>SO2</b> 贈収賄・汚職に関する方針・手続き・遵守システム	25 社会的取組の状況	
<b>政治献金</b>		
<b>SO3</b> ロビー活動・献金に関する方針・手続き・遵守システム	25 社会的取組の状況	
<b>SO5</b> 政党・政治団体への献金額		
<b>競争と価格設定</b>		
<b>SO6</b> 反トラスト・独占禁止法を巡る訴訟の判決	25 社会的取組の状況	
<b>SO7</b> 不正競争防止の方針・手続き・遵守システム		
<b>製品責任</b>		
<b>顧客の安全衛生</b>		
<b>PR1</b> 顧客安全衛生の方針・適用範囲	事業活動のマテリアルバランス 廃棄物等総排出量、廃棄物最終処分量及びその低減対策	
<b>PR4</b> 顧客安全衛生を巡る規制違反	環境に関する規制遵守の状況	
<b>PR5</b> 製品安全衛生に関する苦情件数		
<b>PR6</b> 自主規範、製品ラベル、受賞	事業活動のマテリアルバランス 環境情報開示、環境コミュニケーションの状況 環境に関する規制遵守の状況 総製品生産量又は販売量 24 環境負荷の低減に資する商品、サービスの状況	環境報告書ガイドラインは、環境負荷低減に資する製品・サービスの数、生産もしくは販売量、並びに環境ラベル認定等製品の生産または販売量に関する記載も求めている。

GRIガイドライン パートC (報告書の内容)	環境報告書ガイドライン 記載項目と情報	備考
<b>製品とサービス</b>		
<b>PR2</b> 商品情報に関する方針・システム	環境マネジメントシステムの状況 環境に関する規制遵守の状況	
<b>PR7</b> 製品情報に関する規制不適合件数	環境に関する規制遵守の状況	
<b>PR8</b> 顧客満足度に関する方針・システム	環境マネジメントシステムの状況 環境に関する規制遵守の状況	
<b>広告</b>		
<b>PR9</b> 広告に関する規準・自主規範	環境に関する規制遵守の状況	
<b>PR10</b> 広告に関する規制違反		
<b>プライバシーの尊重</b>		
<b>PR3</b> プライバシー保護の方針・システム	環境に関する規制遵守の状況	
<b>PR11</b> プライバシー侵害への苦情件数		

問い合わせ先

環境省総合環境政策局環境経済課  
〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2  
Tel: 03-5521-8240 Fax: 03-3580-9568  
[www.env.go.jp](http://www.env.go.jp)

グローバル・リポーティング・イニシアティブ  
Global Reporting Initiative (GRI)  
PO Box 10039  
1001 EA Amsterdam, The Netherlands  
Tel: +31 (0)20 531 0000 Fax: +31 (0)20 531 0031  
E-mail: [japan@globalreporting.org](mailto:japan@globalreporting.org) (日本語可)  
[www.globalreporting.org](http://www.globalreporting.org)